

0001

1-1 消防法の基礎・制度 > 目的・用語・消防用設備等 | 難易度：基礎

消防法の目的として最も適切なものはどれか。

- ア．消防設備業者の営業許可制度を整備し、事業者間の競争を促進すること。
- イ．火災保険の加入を義務付け、火災後の経済損失を補償すること。
- ウ．建築物の耐震性能を全国一律に定め、地震による倒壊を防止すること。
- エ．火災の予防・警戒・鎮圧、生命・身体・財産の保護、災害被害の軽減、傷病者の適切な搬送等を通じて公共の福祉の増進に資すること。

答え・解説

正答：エ

- ア：消防設備業者の競争促進は第1条の目的として規定されていない。
 - イ：消防法は火災保険加入を目的とする法律ではない。
 - ウ：耐震性能の全国一律基準だけを目的とする法律ではない。
 - エ：消防法第1条は火災対応だけでなく、災害による被害の軽減や傷病者の適切な搬送も含む目的を定めている。
- 総合解説：消防法第1条は火災対応だけでなく、災害による被害の軽減や傷病者の適切な搬送も含む目的を定めている。目的条文では「火災」だけに狭めず、生命・身体・財産の保護、災害被害の軽減、傷病者搬送まで含めて把握する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0002

1-1 消防法の基礎・制度 > 目的・用語・消防用設備等 | 難易度：基礎

消防法上の「防火対象物」に含まれるものとして正しいものはどれか。

- ア．都道府県の条例そのもの
- イ．火災保険契約そのもの
- ウ．山林
- エ．消防設備士免状

答え・解説

正答：ウ

- ア：条例は法規範であり、防火対象物ではない。
 - イ：契約という法律関係自体は防火対象物の定義に含まれない。
 - ウ：消防法第2条は山林を防火対象物に含めている。
 - エ：免状は資格を証する文書であり、防火対象物の定義ではない。
- 総合解説：消防法第2条は山林を防火対象物に含めている。防火対象物は建築物だけではなく、山林や舟車なども含む点が頻出の区別である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0003

1-1 消防法の基礎・制度 > 目的・用語・消防用設備等 | 難易度：標準

消防法第2条の「防火対象物」と「消防対象物」の説明として最も適切なものはどれか。

- ア．両者は消防法上まったく同一の語であり、使い分けはない。
- イ．防火対象物は建築物だけをいい、山林や舟車は含まれない。
- ウ．両者は重なる部分が多いが、条文上は別の用語として定義され、消防対象物は「物件」を含む形で規定されている。
- エ．消防対象物は消防署が所有する建物だけをいう。

答え・解説

正答：ウ

ア：別項でそれぞれ定義されているため同一語ではない。

イ：防火対象物には山林や舟車等も含まれる。

ウ：消防法第2条は防火対象物と消防対象物を別項で定義し、消防対象物には「物件」が含まれる。

エ：所有主体を消防署に限定する定義ではない。

総合解説：消防法第2条は防火対象物と消防対象物を別項で定義し、消防対象物には「物件」が含まれる。似た用語を同義語として処理せず、第2条の各定義を個別に確認することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0004

1-1 消防法の基礎・制度 > 目的・用語・消防用設備等 | 難易度：基礎

消防法第17条でいう「消防用設備等」を構成するものの組合せとして正しいものはどれか。

- ア．消防の用に供する設備・消防用水・消火活動上必要な施設
- イ．消防用水・建築確認・避難訓練
- ウ．消火器・消防団・救急車
- エ．消防の用に供する設備・防火管理者・危険物施設

答え・解説

正答：ア

ア：消防法第17条はこの三つをまとめて消防用設備等としている。

イ：建築確認や避難訓練は消防用設備等そのものではない。

ウ：個別機器・組織・車両の並列であり、法第17条の三構成ではない。

エ：防火管理者や危険物施設は消防用設備等の三構成ではない。

総合解説：消防法第17条はこの三つをまとめて消防用設備等としている。「消防用設備等」は単に消火器等の機器だけを指す語ではなく、消防用水と消火活動上必要な施設まで含む上位概念である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0005

1-1 消防法の基礎・制度 > 目的・用語・消防用設備等 | 難易度：標準

消防法施行令第7条で「消防の用に供する設備」とされる三分類の組合せはどれか。

- ア．消火設備・防排煙設備・消防水利
- イ．給水設備・排水設備・換気設備
- ウ．消火設備・警報設備・避難設備
- エ．消防用水・防火管理・救急設備

答え・解説

正答：ウ

ア：施行令第7条の三分類と一致しない。

イ：一般的な建築設備の分類であり、施行令第7条の三分類ではない。

ウ：施行令第7条は消防の用に供する設備を消火設備、警報設備、避難設備の三つに分類している。

エ：消防用水は消防用設備等の一要素だが、消防の用に供する設備の三分類ではない。

総合解説：施行令第7条は消防の用に供する設備を消火設備、警報設備、避難設備の三つに分類している。上位概念「消防用設備等」と、その一部である「消防の用に供する設備」の分類を階層で整理する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0006

1-1 消防法の基礎・制度 > 目的・用語・消防用設備等 | 難易度：標準

次のうち、消防法施行令第7条上「警報設備」に分類されるものはどれか。

- ア．自動火災報知設備
- イ．連結送水管
- ウ．避難はしご
- エ．防火水槽

答え・解説

正答：ア

ア：自動火災報知設備は火災の発生を報知する警報設備に分類される。

イ：連結送水管は消火活動上必要な施設に分類される。

ウ：避難はしごは避難設備に分類される。

エ：防火水槽は消防用水に該当する。

総合解説：自動火災報知設備は火災の発生を報知する警報設備に分類される。乙種4類では自動火災報知設備が中心となるため、設備の法令上の分類を正確に押さえる。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0007

1-1 消防法の基礎・制度 > 目的・用語・消防用設備等 | 難易度：基礎

消防法施行令第7条における「消防用水」の例として最も適切なものはどれか。

- ア．誘導灯
- イ．防火水槽
- ウ．非常コンセント設備
- エ．受信機

答え・解説

正答：イ

ア：誘導灯は避難設備に分類される。

イ：防火水槽やこれに代わる貯水池その他の用水が消防用水として定められている。

ウ：非常コンセント設備は消火活動上必要な施設に分類される。

エ：受信機は自動火災報知設備を構成する機器であり、消防用水ではない。

総合解説：防火水槽やこれに代わる貯水池その他の用水が消防用水として定められている。消防用水は設備機器の名称ではなく、消火活動に使用する水を確保するための法令上の区分である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0008

1-1 消防法の基礎・制度 > 目的・用語・消防用設備等 | 難易度：標準

次の組合せのうち、いずれも「消火活動上必要な施設」に該当するものはどれか。

- ア．連結送水管・非常コンセント設備
- イ．避難はしご・ガス漏れ火災警報設備
- ウ．自動火災報知設備・誘導灯
- エ．消火器・防火水槽

答え・解説

正答：ア

ア：施行令第7条は連結送水管、非常コンセント設備などを消火活動上必要な施設としている。

イ：避難はしごは避難設備、ガス漏れ火災警報設備は警報設備である。

ウ：自動火災報知設備は警報設備、誘導灯は避難設備である。

エ：消火器は消火設備、防火水槽は消防用水である。

総合解説：施行令第7条は連結送水管、非常コンセント設備などを消火活動上必要な施設としている。連結送水管等は「消防の用に供する設備」ではなく、消防隊の活動を支える「消火活動上必要な施設」に属する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0009

1-1 消防法の基礎・制度 > 目的・用語・消防用設備等 | 難易度：応用

通常の消防用設備等に代えて特殊消防用設備等を用いる場合の説明として正しいものはどれか。

- ア．建物所有者が同等と判断すれば、行政上の認定なしで自由に代替できる。
- イ．通常設備と同等以上の性能を有し、設備等設置維持計画に従って設置・維持するものとして総務大臣の認定を受けることが必要である。
- ウ．消防設備士が設計図に署名すれば、性能評価や認定は不要である。
- エ．特殊消防用設備等は通常設備より性能が低くても、維持費が安ければ認められる。

答え・解説

正答：イ

ア：所有者の自己判断だけでは代替制度の要件を満たさない。

イ：消防法第17条第3項の代替制度では、同等以上の性能、設備等設置維持計画、総務大臣の認定が重要な要件となる。

ウ：消防設備士の署名だけで総務大臣の認定に代えることはできない。

エ：同等以上の性能が要件であり、維持費の安さだけでは認められない。

総合解説：消防法第17条第3項の代替制度では、同等以上の性能、設備等設置維持計画、総務大臣の認定が重要な要件となる。特殊設備の採用は「新しい設備だから自由に使える」のではなく、性能・計画・認定の三点を満たす制度として理解する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0010

1-1 消防法の基礎・制度 > 目的・用語・消防用設備等 | 難易度：応用

ある市で、地域特有の気候条件のため国の技術基準だけでは防火目的を十分に達し難いと判断された。消防法第17条第2項に照らし、適切な対応はどれか。

- ア．建物所有者が消防署への届出だけで技術基準を自由に変更できる。
- イ．市町村が条例で消防用設備等の技術上の基準について国の政令等と異なる規定を設けることがあり得る。
- ウ．都道府県警察が消防法上の技術基準を独自命令で変更する。
- エ．消防設備業者が各社の社内基準を法定基準として採用できる。

答え・解説

正答：イ

ア：所有者の届出だけで法定技術基準を変更することはできない。

イ：地方の気候または風土の特殊性により国基準だけでは防火目的を十分に達し難い場合、市町村は条例で異なる基準を設けることができる。

ウ：同項が予定するのは市町村条例であり、警察の独自命令ではない。

エ：民間事業者の社内基準は第17条第2項の条例に代わらない。

総合解説：地方の気候または風土の特殊性により国基準だけでは防火目的を十分に達し難い場合、市町村は条例で異なる基準を設けることができる。条例特例は無制限なローカルルールではなく、「気候・風土の特殊性」と防火目的との関係が前提となる。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0011

1-1 消防法の基礎・制度 > 防火対象物・関係者 | 難易度：基礎

消防法上の「関係者」に該当する者の組合せとして正しいものはどれか。

- ア．利用客・通行人・近隣住民
- イ．防火対象物または消防対象物の所有者・管理者・占有者
- ウ．消防長・消防署長・消防団長
- エ．設計者・施工者・保険会社

答え・解説

正答：イ

ア：所有者・管理者・占有者でない限り、単なる利用者等は法定義上の関係者ではない。

イ：消防法第2条第4項は所有者、管理者、占有者を関係者と定義している。

ウ：これらの職位は、その地位だけで当該対象物の関係者となるわけではない。

エ：設計や施工等に関与するだけでは法定義上当然に関係者とはならない。

総合解説：消防法第2条第4項は所有者、管理者、占有者を関係者と定義している。関係者は一人に限定されず、所有・管理・占有という権利関係や実態に応じて複数存在し得る。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0012

1-1 消防法の基礎・制度 > 防火対象物・関係者 | 難易度：基礎

消防法上の「関係のある場所」とはどれか。

- ア．消防署から半径500m以内の場所
- イ．消防設備士が作業中の場所だけ
- ウ．火災が実際に発生した場所だけ
- エ．防火対象物または消防対象物のある場所

答え・解説

正答：エ

ア：消防署からの距離で定義される用語ではない。

イ：消防設備士の作業の有無は定義要件ではない。

ウ：火災の発生は定義要件ではない。

エ：消防法第2条第5項でそのように定義されている。

総合解説：消防法第2条第5項でそのように定義されている。用語問題では日常語の印象ではなく、消防法第2条の定義をそのまま基準に判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0013

1-1 消防法の基礎・制度 > 防火対象物・関係者 | 難易度：標準

テナントが店舗区画を賃借し、現実占有して営業している。このテナントについて消防法上最も適切な説明はどれか。

- ア．消防設備士免状を持たない限り関係者にはならない。
- イ．占有者として「関係者」に該当し得る。
- ウ．消防署へ届出をしたときだけ関係者になる。
- エ．建物を所有していないので関係者には絶対にならない。

答え・解説

正答：イ

ア：関係者の定義と消防設備士資格の有無は別問題である。

イ：消防法上の関係者には占有者が含まれるため、賃借して現実占有する者は関係者となり得る。

ウ：関係者該当性は届出の有無を成立要件としていない。

エ：所有者でなくても管理者または占有者なら関係者に含まれる。

総合解説：消防法上の関係者には占有者が含まれるため、賃借して現実占有する者は関係者となり得る。賃貸物件では「所有者だけが関係者」と決めつけず、占有者・管理者の存在も確認する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0014

1-1 消防法の基礎・制度 > 防火対象物・関係者 | 難易度：標準

賃貸ビルで、所有者Aと店舗を占有するテナントBがいる。消防法第2条の定義に照らした説明として正しいものはどれか。

- ア．消防署が一人を指定するまでは、AもBも関係者ではない。
- イ．Aは所有者として、Bは占有者として、それぞれ関係者に該当し得る。
- ウ．所有者Aだけが関係者で、占有者Bは関係者にならない。
- エ．占有者Bだけが関係者で、所有者Aは関係者にならない。

答え・解説

正答：イ

ア：法定義は消防署の個別指定を成立要件としていない。

イ：関係者は所有者・管理者・占有者のいずれかであれば該当するため、複数の者が関係者となり得る。

ウ：占有者も明文で関係者に含まれる。

エ：所有者も明文で関係者に含まれる。

総合解説：関係者は所有者・管理者・占有者のいずれかであれば該当するため、複数の者が関係者となり得る。関係者の定義は排他的ではない。所有者と占有者が同時に関係者になる事例を想定しておく。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0015

1-1 消防法の基礎・制度 > 防火対象物・関係者 | 難易度：基礎

次のうち、消防法第2条の防火対象物の定義に明示的に含まれるものはどれか。

- ア．公海上を航行中のすべての大型船舶を無条件に含むという規定
- イ．船きょ又はふ頭に繋留された船舶
- ウ．航空機だけ
- エ．海上コンテナに記載された船会社名

答え・解説

正答：イ

ア：条文は「すべての大型船舶」をそのまま列挙しているわけではない。

イ：消防法第2条は船きょ又はふ頭に繋留された船舶を防火対象物に含めている。

ウ：航空機だけを防火対象物として列挙する定義ではない。

エ：会社名という表示自体は防火対象物の類型ではない。

総合解説：消防法第2条は船きょ又はふ頭に繋留された船舶を防火対象物に含めている。防火対象物の列挙は建築物中心に見えても、山林・舟車・繋留船舶まで含むことを押さえる。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0016

1-1 消防法の基礎・制度 > 防火対象物・関係者 | 難易度：標準

消防法第2条の「舟車」について正しいものはどれか。

- ア．一定の船舶等に加えて車両も含む。
- イ．消防車だけをいう。
- ウ．鉄道車両だけをいい、自動車は一切含まない。
- エ．船舶だけをいい、車両は含まない。

答え・解説

正答：ア

ア：消防法第2条第6項の舟車には、一定の舟と車両が含まれる。

イ：消防車だけに限定した用語ではない。

ウ：条文は「車両」としており、鉄道車両だけに限定していない。

エ：舟車の定義には車両も含まれる。

総合解説：消防法第2条第6項の舟車には、一定の舟と車両が含まれる。「舟車」は字面から船だけと誤解しやすいため、車両を含む法定義として記憶する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0017

1-1 消防法の基礎・制度 > 防火対象物・関係者 | 難易度：標準

消防法第17条第1項の設置・維持義務の対象となる防火対象物は、どのように具体化されているか。

- ア．消防設備士試験の受験者名簿で対象が決まる。
- イ．消防法施行令別表第一に掲げる防火対象物として政令で指定される。
- ウ．各消防設備業者が任意に対象を指定する。
- エ．建物所有者が毎年自己申告で対象か否かを決める。

答え・解説

正答：イ

ア：受験者名簿と防火対象物の指定は無関係である。

イ：施行令第6条が、法第17条第1項の政令で定める防火対象物を別表第一に掲げるものとしている。

ウ：法定義務の対象を民間業者が任意指定する仕組みではない。

エ：法令上の用途等により判断され、所有者の自己決定ではない。

総合解説：施行令第6条が、法第17条第1項の政令で定める防火対象物を別表第一に掲げるものとしている。法律が大枠を定め、政令の別表で対象用途を具体化するという法令階層を理解すると類別法令にも応用できる。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0018

1-1 消防法の基礎・制度 > 防火対象物・関係者 | 難易度：標準

消防法の「特定防火対象物」の説明として最も適切なものはどれか。

- ア．住宅だけを一律に特定防火対象物とする概念である。
- イ．消防署が所有する建物だけをいう。
- ウ．百貨店、旅館、病院、地下街など、多数の者が出入りするものとして政令で定める防火対象物を含む。
- エ．延べ面積が1㎡でもある建築物すべてをいう。

答え・解説

正答：ウ

ア：住宅だけを一律に指す概念ではない。

イ：所有者が消防署かどうかで決まる概念ではない。

ウ：消防法は百貨店、旅館、病院、地下街等、多数の者が出入りするものとして政令で定める対象を特定防火対象物として扱う。

エ：建築物すべてを無条件に特定防火対象物とするものではない。

総合解説：消防法は百貨店、旅館、病院、地下街等、多数の者が出入りするものとして政令で定める対象を特定防火対象物として扱う。特定防火対象物は点検結果の報告周期などにも影響するため、単なる用途分類ではなく制度上の意味を意識する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0019

1-1 消防法の基礎・制度 > 防火対象物・関係者 | 難易度：応用

消防用設備等の設置・維持命令について、消防法第17条の4が直接の命令対象としている者はどれか。

- ア．工事現場を通行した近隣住民
- イ．当該防火対象物の関係者のうち、設備の設置・維持について権原を有する者
- ウ．消防設備士試験の受験者全員
- エ．その建物を一度でも利用した客

答え・解説

正答：イ

ア：近隣住民は、その事実だけで命令対象となる関係者ではない。

イ：第17条の4は単に関係者であるだけでなく、関係者のうち権原を有する者を命令対象としている。

ウ：受験者であることは当該防火対象物の権原とは無関係である。

エ：利用客であるだけでは関係者で権原を有する者とはいえない。

総合解説：第17条の4は単に関係者であるだけでなく、関係者のうち権原を有する者を命令対象としている。「関係者」と「命令対象者」は完全に同義ではない。第17条の4では権原の有無まで確認する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0020

1-1 消防法の基礎・制度 > 防火対象物・関係者 | 難易度：応用

建物所有者Aが管理会社Bへ日常管理を委託した。消防法第2条の「関係者」の考え方として最も適切なものはどれか。

- ア．消防署の職員だけが関係者になれる。
- イ．Aは所有者として関係者に該当し得て、Bも管理者としての実態があれば関係者に該当し得る。
- ウ．管理委託した時点でAは法律上必ず関係者でなくなる。
- エ．Bは所有権を取得しない限り絶対に関係者にならない。

答え・解説

正答：イ

ア：関係者は公務員に限定された用語ではない。

イ：関係者は所有者・管理者・占有者を含むため、管理委託で所有者の法定義上の地位が当然に消えるわけではなく、管理者も該当し得る。

ウ：Aは所有者であるため、管理委託だけで関係者の定義から当然に外れるとはいえない。

エ：管理者も関係者に含まれるため、所有権取得は必須ではない。

総合解説：関係者は所有者・管理者・占有者を含むため、管理委託で所有者の法定義上の地位が当然に消えるわけではなく、管理者も該当し得る。契約関係がある事例では、名称だけでなく「所有・管理・占有」のどの立場に当たるかを分けて判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0021

1-1 消防法の基礎・制度 > 消防設備士制度・免状・講習 | 難易度：基礎

消防法上、消防設備士免状の種類はどのように区分されるか。

- ア．甲種・乙種・丙種の3種類
- イ．上級・中級・初級の3種類
- ウ．甲種消防設備士免状と乙種消防設備士免状
- エ．国家免状と民間免状の2種類

答え・解説

正答：ウ

ア：消防設備士免状に丙種は設けられていない。

イ：そのような区分は消防法上の免状区分ではない。

ウ：消防法第17条の6は免状の種類を甲種と乙種に区分している。

エ：法定の区分は甲種と乙種である。

総合解説：消防法第17条の6は免状の種類を甲種と乙種に区分している。危険物取扱者の区分など他資格と混同せず、消防設備士免状は甲種・乙種で整理する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0022

1-1 消防法の基礎・制度 > 消防設備士制度・免状・講習 | 難易度：基礎

甲種消防設備士と乙種消防設備士の業務範囲に関する説明として正しいものはどれか。

- ア．乙種だけが工事を行え、甲種は点検だけを行う。
- イ．甲種は免状の種類に応じた工事または整備を行え、乙種は免状の種類に応じた整備を行える。
- ウ．乙種は免状を持っても整備を行えない。
- エ．甲種も乙種も、すべての類の工事を無制限に行える。

答え・解説

正答：イ

ア：工事を行えるのは甲種側であり、説明が逆である。

イ：消防法第17条の6第2項は、甲種に工事または整備、乙種に整備の範囲を定めている。

ウ：乙種は免状の種類に応じた整備を行える。

エ：業務範囲は免状の種類・指定区分に応じて限定される。

総合解説：消防法第17条の6第2項は、甲種に工事または整備、乙種に整備の範囲を定めている。甲種と乙種の最重要差は「工事」まで行えるかであり、乙種4類の実務範囲を判断する基礎となる。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0023

1-1 消防法の基礎・制度 > 消防設備士制度・免状・講習 | 難易度：標準

乙種第4類消防設備士が、自動火災報知設備について行える業務の説明として適切なものはどれか。

ア．乙種第4類は消火器の工事だけを行う資格である。

イ．乙種第4類だけで新設工事も整備も無制限に行える。

ウ．免状の対象範囲に属する整備を行えるが、甲種に認められる設置工事を乙種の資格だけで行うことはできない。

エ．乙種第4類では自動火災報知設備の整備も一切できない。

答え・解説

正答：ウ

ア：第4類は主として自動火災報知設備等の警報設備の区分であり、消火器の区分ではない。

イ：乙種には甲種と同じ工事権限はない。

ウ：乙種第4類は対象となる警報設備の整備を行えるが、乙種資格だけで甲種の工事業務を行うことはできない。

エ：乙種第4類は対象設備の整備を行える。

総合解説：乙種第4類は対象となる警報設備の整備を行えるが、乙種資格だけで甲種の工事業務を行うことはできない。「乙4」という略称から危険物乙4と混同せず、消防設備士乙種第4類は警報設備の整備資格として整理する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0024

1-1 消防法の基礎・制度 > 消防設備士制度・免状・講習 | 難易度：基礎

消防設備士免状の交付について正しいものはどれか。

ア．消防設備士試験に合格した者に対し、都道府県知事が交付する。

イ．合格者に対し消防設備業者が交付する。

ウ．受験申請をした時点で総務大臣が自動交付する。

エ．消防団長が勤務先ごとに交付する。

答え・解説

正答：ア

ア：消防法第17条の7は、試験合格者に対し都道府県知事が免状を交付すると定める。

イ：民間の消防設備業者は法定免状の交付主体ではない。

ウ：受験申請だけでは交付されず、試験合格が前提である。

エ：消防団長は免状の法定交付主体ではない。

総合解説：消防法第17条の7は、試験合格者に対し都道府県知事が免状を交付すると定める。「試験実施主体」「免状交付主体」「講習実施主体」を混同しないよう、免状交付は都道府県知事と整理する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0025

1-1 消防法の基礎・制度 > 消防設備士制度・免状・講習 | 難易度：基礎

乙種消防設備士試験の受験資格について正しいものはどれか。

- ア．消防設備士の実務経験2年以上が必須である。
- イ．甲種消防設備士免状の所持者しか受験できない。
- ウ．受験資格の制限はなく、誰でも受験できる。
- エ．大学の電気系学科卒業者に限られる。

答え・解説

正答：ウ

ア：実務経験は乙種受験の必須要件ではない。

イ：甲種免状の所持は乙種受験の条件ではない。

ウ：消防試験研究センターの公式案内では、乙種は誰でも受験できると明示されている。

エ：そのような学歴要件は乙種にはない。

総合解説：消防試験研究センターの公式案内では、乙種は誰でも受験できると明示されている。甲種の受験資格要件と混同しないこと。乙種は受験資格制限なしが公式案内の基本である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0026

1-1 消防法の基礎・制度 > 消防設備士制度・免状・講習 | 難易度：標準

消防設備士免状の記載事項に変更が生じた場合の対応として適切なものはどれか。

- ア．遅滞なく、免状を交付した都道府県知事または居住地・勤務地を管轄する都道府県知事に書換えを申請する。
- イ．免状を破棄して新規試験を受け直す。
- ウ．次回の消防設備士試験を受験するまで何もしなくてよい。
- エ．必ず総務大臣本人へ直接申請しなければならない。

答え・解説

正答：ア

ア：消防法施行令第36条の5は、記載事項変更時の遅滞ない書換え申請を定めている。

イ：記載事項変更は書換え手続で対応する。

ウ：試験受験まで放置する制度ではなく、書換え申請が必要である。

エ：書換えの申請先は都道府県知事である。

総合解説：消防法施行令第36条の5は、記載事項変更時の遅滞ない書換え申請を定めている。書換えと再交付は別手続である。記載事項変更は書換え、紛失等は再交付として区別する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0027

1-1 消防法の基礎・制度 > 消防設備士制度・免状・講習 | 難易度：標準

消防設備士免状を紛失して再交付を受けた後、元の免状を発見した。法令上の対応として正しいものはどれか。

- ア．2枚とも有効な免状として併用できる。
- イ．発見した免状は自分で裁断して処分すればよい。
- ウ．発見した元の免状を10日以内に、再交付をした都道府県知事へ提出する。
- エ．1年以内に消防設備業者へ提出すればよい。

答え・解説

正答：ウ

ア：再交付後に発見した旧免状を併用する制度ではない。

イ：法令は再交付をした都道府県知事への提出を求めている。

ウ：消防法施行令第36条の6第2項は、亡失免状を発見した場合の10日以内の提出を定めている。

エ：提出先と期限が異なる。

総合解説：消防法施行令第36条の6第2項は、亡失免状を発見した場合の10日以内の提出を定めている。数字問題では「10日」を単独暗記するだけでなく、再交付後に旧免状を発見した場合の期限として結び付ける。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0028

1-1 消防法の基礎・制度 > 消防設備士制度・免状・講習 | 難易度：標準

消防設備士講習について正しいものはどれか。

- ア．免状取得後は講習制度そのものが存在しない。
- イ．講習は任意の民間研修であり、法令上の根拠はない。
- ウ．消防設備士は、法令に基づく工事または整備に関する講習を受けなければならない。
- エ．現に工事に従事している甲種だけに義務があり、乙種には一切関係しない。

答え・解説

正答：ウ

ア：消防法に消防設備士講習制度が明記されている。

イ：消防法第17条の10に根拠がある法定講習である。

ウ：消防法第17条の10は、消防設備士に講習受講義務を課している。

エ：講習義務は消防設備士に課され、乙種を一律に除外していない。

総合解説：消防法第17条の10は、消防設備士に講習受講義務を課している。講習は任意研修ではなく法定制度である。乙種も含め、免状取得後の継続義務として理解する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0029

1-1 消防法の基礎・制度 > 消防設備士制度・免状・講習 | 難易度：応用

乙種第4類消防設備士の講習について、最も適切な説明はどれか。

ア．講習周期の定めはなく、第4類だけ講習免除である。

イ．原則として免状交付後2年以内、その後は前回受講後5年以内ごとに受講し、第4類は「警報設備」の講習区分に属する。

ウ．免状交付後10年に1回だけ受講し、第4類は消火設備区分である。

エ．毎年必ず受講し、第4類は避難設備・消火器区分である。

答え・解説

正答：イ

ア：第4類を一律に講習免除とする制度ではない。

イ：消防庁の講習実施細目では初回2年以内、その後5年以内ごとの受講を基本とし、第4類は警報設備の講習区分に属する。

ウ：周期も区分も異なる。

エ：毎年受講ではなく、第4類は警報設備区分である。

総合解説：消防庁の講習実施細目では初回2年以内、その後5年以内ごとの受講を基本とし、第4類は警報設備の講習区分に属する。受講周期と講習区分を一体で整理すると、数字だけの丸暗記より実務的に判断しやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0030

1-1 消防法の基礎・制度 > 消防設備士制度・免状・講習 | 難易度：応用

乙種第4類消防設備士が対象設備の整備業務に従事する際、免状を自宅に置いたまま作業現場へ行った。消防法上の説明として正しいものはどれか。

ア．免状番号を暗記していれば携帯不要である。

イ．乙種には携帯義務がなく、甲種だけが対象である。

ウ．勤務先に免状のコピーがあれば本人の携帯義務は消える。

エ．消防設備士は業務に従事するとき免状を携帯しなければならないため、適切ではない。

答え・解説

正答：エ

ア：条文は免状そのものの携帯を求めている。

イ：同条は消防設備士について定めており、乙種を除外していない。

ウ：勤務先保管のコピーが本人の免状携帯義務を当然に代替するとはされていない。

エ：消防法第17条の13は、消防設備士が業務に従事するときの免状携帯を義務付けている。

総合解説：消防法第17条の13は、消防設備士が業務に従事するときの免状携帯を義務付けている。「免状を取得していること」と「業務時に携帯すること」は別の要件であり、現場事例では携帯義務まで確認する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0031

1-2 設置・維持・点検（共通）> 設置・維持義務 | 難易度：基礎

消防法第17条第1項に基づき、政令で定める防火対象物に消防用設備等を設置し、維持する基本的義務を負うのは誰か。

- ア．消防署だけ
- イ．近隣住民
- ウ．消防設備士試験の実施機関
- エ．当該防火対象物の関係者

答え・解説

正答：エ

ア：消防署は検査や命令等を行うが、関係者に代わって基本的設置・維持義務を負う規定ではない。

イ：近隣住民というだけでは設置・維持義務主体ではない。

ウ：試験実施機関が各建物の設置・維持義務主体になるわけではない。

エ：法第17条第1項は、政令で定める防火対象物の関係者に設置・維持義務を課している。

総合解説：法第17条第1項は、政令で定める防火対象物の関係者に設置・維持義務を課している。義務の主体は「関係者」である。設備業者へ作業を委託しても、法定義務主体の把握を別に行う。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0032

1-2 設置・維持・点検（共通）> 設置・維持義務 | 難易度：基礎

消防法第17条第1項の義務について正しいものはどれか。

- ア．必要な消防用設備等を基準に従って「設置し、かつ維持する」ことが必要である。
- イ．設備を購入するだけで、設置しなくても義務を果たす。
- ウ．設置時に適法なら、その後の維持は任意である。
- エ．維持だけすれば、必要な設備を設置しなくてもよい。

答え・解説

正答：ア

ア：消防法は設置だけでなく、その後の維持も義務としている。

イ：法令上必要な性能を有するよう基準に従って設置する必要がある。

ウ：維持も法定義務であり、設置時だけ適法なら足りない。

エ：設置と維持の双方が必要である。

総合解説：消防法は設置だけでなく、その後の維持も義務としている。消防法第17条は「設置」と「維持」を連続した義務として捉える。完成時だけ適法ならよいという考え方は誤りである。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0033

1-2 設置・維持・点検（共通）> 設置・維持義務 | 難易度：基礎

消防法第17条第1項が消防用設備等に求める性能の趣旨として正しいものはどれか。

- ア．建物の資産価値を最大化する性能だけを有すること。
- イ．消火、避難その他の消防活動のために必要とされる性能を有すること。
- ウ．電力使用量を最低にする性能だけを有すること。
- エ．設備の外観を統一する性能を有すること。

答え・解説

正答：イ

ア：資産価値向上だけが法定性能の目的ではない。

イ：法第17条第1項は、消火、避難その他の消防活動のために必要な性能を求めている。

ウ：省エネルギーだけを法第17条の要求性能としているわけではない。

エ：外観統一が法第17条の性能目的ではない。

総合解説：法第17条第1項は、消火、避難その他の消防活動のために必要な性能を求めている。技術基準は単なる形式要件ではなく、消火・避難・消防活動に必要な性能を確保するための基準である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0034

1-2 設置・維持・点検（共通）> 設置・維持義務 | 難易度：標準

消防用設備等の設置・維持に関する基本的な技術上の基準について正しいものはどれか。

- ア．建物所有者の社内規程だけで法定基準を上書きできる。
- イ．消防法の委任を受け、政令およびこれに基づく命令等で具体化される。
- ウ．消防設備士個人の経験則が全国一律の法定基準となる。
- エ．各設備会社のカタログだけが法定基準となる。

答え・解説

正答：イ

ア：社内規程が法令上の基準を当然に変更することはできない。

イ：法第17条は政令で定める技術上の基準に従うことを求め、施行令・施行規則等で具体化される。

ウ：個人の経験則は法定技術基準ではない。

エ：製品カタログは法令上の技術基準そのものではない。

総合解説：法第17条は政令で定める技術上の基準に従うことを求め、施行令・施行規則等で具体化される。消防法・施行令・施行規則の役割を階層で整理すると、数値基準の根拠を追いやすくなる。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0035

1-2 設置・維持・点検（共通）> 設置・維持義務 | 難易度：標準

市町村が消防用設備等の技術上の基準について国の基準と異なる規定を条例で設け得るのは、どのような場合か。

- ア：地方の気候または風土の特殊性により、国の基準だけでは防火目的を十分に達し難いと認める場合。
イ：建物所有者一人が希望すれば必ず変更できる。
ウ：市町村の財政収入を増やしたい場合なら理由を問わない。
エ：設備業者から要望があれば常に変更できる。

答え・解説

正答：ア

ア：消防法第17条第2項が定める条例特例の要件である。

イ：個別所有者の希望だけで条例特例が成立するわけではない。

ウ：条例特例は防火目的と地方の気候・風土の特殊性を根拠とする。

エ：事業者の要望だけでは法定要件を満たさない。

総合解説：消防法第17条第2項が定める条例特例の要件である。条例特例は「国基準より厳しい・緩い」と機械的に覚えるのではなく、その根拠要件を確認する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0036

1-2 設置・維持・点検（共通）> 設置・維持義務 | 難易度：標準

通常用いられる消防用設備等に代えて特殊消防用設備等を採用する場合、必要な要件として適切なものはどれか。

- ア：通常設備より安価であれば自動的に代替できる。
イ：通常設備と同等以上の性能を有し、設備等設置維持計画に従うものとして総務大臣の認定を受ける。
ウ：消防署へ口頭連絡するだけで代替できる。
エ：消防設備士が一人で承認すれば行政認定は不要となる。

答え・解説

正答：イ

ア：価格は代替を認める法定要件ではない。

イ：法第17条第3項の認定制度では、同等以上の性能と設備等設置維持計画、総務大臣の認定が重要となる。

ウ：口頭連絡だけで総務大臣認定を省略できない。

エ：消防設備士個人の承認は総務大臣の認定に代わらない。

総合解説：法第17条第3項の認定制度では、同等以上の性能と設備等設置維持計画、総務大臣の認定が重要となる。代替制度は技術革新を認める一方、同等以上の性能と計画的維持を行政認定で担保する仕組みである。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0037

1-2 設置・維持・点検（共通）> 設置・維持義務 | 難易度：標準

総務大臣の認定を受けた特殊消防用設備等の設置・維持について、基本となるものはどれか。

- ア．認定の前提となった設備等設置維持計画
- イ．設備メーカーの広告資料
- ウ．消防設備士試験の過去問
- エ．設備所有者のその日の判断

答え・解説

正答：ア

ア：認定特殊消防用設備等は、設備等設置維持計画に従って設置・維持することが制度の前提である。

イ：広告資料は法定の設備等設置維持計画に代わらない。

ウ：試験問題は個別設備の設置維持計画ではない。

エ：所有者の随時判断だけで計画を無視することはできない。

総合解説：認定特殊消防用設備等は、設備等設置維持計画に従って設置・維持することが制度の前提である。認定特殊設備は「認定を取ったら自由」ではなく、認定時の設備等設置維持計画を継続して守ることが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0038

1-2 設置・維持・点検（共通）> 設置・維持義務 | 難易度：標準

法令上必要な自動火災報知設備を適法に設置したが、その後故障を長期間放置して必要な性能を維持していない。最も適切な説明はどれか。

- ア．設置時に適法でも、維持義務に反する状態となり得る。
- イ．維持義務は消防署だけが負うため、関係者には関係ない。
- ウ．設置時に適法だったので、故障後は消防法上問題にならない。
- エ．設備が一度作動した実績があれば、その後の故障は問われない。

答え・解説

正答：ア

ア：消防法第17条は設置と維持の双方を求めるため、故障放置により基準に従った維持がされていなければ問題となる。

イ：基本的な設置・維持義務は関係者に課される。

ウ：維持義務があるため、設置時だけ適法なら足りない。

エ：過去の作動実績は現在の維持義務を消滅させない。

総合解説：消防法第17条は設置と維持の双方を求めるため、故障放置により基準に従った維持がされていなければ問題となる。試験では「設置した」という事実と「現在適切に維持している」ことを分けて判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0039

1-2 設置・維持・点検（共通）> 設置・維持義務 | 難易度：応用

関係者が「新製品の方が高性能だ」と判断し、法令上必要な通常の消防用設備等を撤去して、総務大臣の認定を受けていない独自設備に置き換えた。最も適切な説明はどれか。

ア：法第17条第3項の代替制度を利用するには総務大臣の認定等が必要であり、自己判断だけでは適法な代替とはいえない。

イ：高性能と称していれば認定は一切不要である。

ウ：メーカー保証書があれば法定認定に代わる。

エ：消防設備士免状のコピーを設備に貼れば代替できる。

答え・解説

正答：ア

ア：高性能との自己評価だけで認定手続を省略することはできない。

イ：同等以上の性能だけでなく、設備等設置維持計画と総務大臣認定が必要である。

ウ：メーカー保証は総務大臣認定の代替ではない。

エ：免状のコピーは特殊設備の認定要件ではない。

総合解説：高性能との自己評価だけで認定手続を省略することはできない。性能が優れているという事実だけでは法定手続を飛ばせない。技術評価と法的認定を分けて考える。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0040

1-2 設置・維持・点検（共通）> 設置・維持義務 | 難易度：応用

防火対象物の関係者が消防設備会社へ保守を委託した場合、消防法第17条の設置・維持義務について最も適切な説明はどれか。

ア：保守会社が存在すれば、点検や修繕を行わなくてもよい。

イ：保守業務を委託しても、法が関係者に課す設置・維持義務そのものが当然に設備会社へ移転するわけではない。

ウ：委託した場合は消防法の適用自体がなくなる。

エ：委託契約を結んだ瞬間、関係者の法定義務はすべて消滅する。

答え・解説

正答：イ

ア：維持義務は継続する。

イ：法第17条の基本的義務主体は防火対象物の関係者であり、民間委託はその法定義務主体を当然に置き換えるものではない。

ウ：委託契約で消防法の適用を排除することはできない。

エ：私法上の委託だけで法定義務が当然に消滅するとはいえない。

総合解説：法第17条の基本的義務主体は防火対象物の関係者であり、民間委託はその法定義務主体を当然に置き換えるものではない。実務では作業を委託しても法定義務の主体まで自動移転するわけではないという点が重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0041

1-2 設置・維持・点検（共通）> 点検・報告 | 難易度：基礎

消防用設備等の定期点検と結果報告について、基本的に正しいものはどれか。

- ア．点検は任意で、報告制度は存在しない。
- イ．消防設備メーカーだけが点検し、国土交通大臣へ報告する。
- ウ．近隣住民が点検し、警察署長へ報告する。
- エ．防火対象物の関係者が定期に点検し、結果を消防長または消防署長へ報告する。

答え・解説

正答：エ

ア：消防法に定期点検・報告制度が定められている。

イ：義務主体・報告先が異なる。

ウ：関係者の義務であり、報告先も消防長または消防署長である。

エ：消防法第17条の3の3は、関係者に点検と結果報告を求めている。

総合解説：消防法第17条の3の3は、関係者に点検と結果報告を求めている。点検の実施主体・実施者資格・報告先・周期は別々の論点なので、混同せず整理する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0042

1-2 設置・維持・点検（共通）> 点検・報告 | 難易度：基礎

延べ面積1,000㎡以上の特定防火対象物の消防用設備等について、点検実施者に関する説明として正しいものはどれか。

- ア．資格のない利用客に必ず点検させる。
- イ．面積に関係なく警察官だけが点検する。
- ウ．消防設備士または消防設備点検資格者に点検させる必要がある。
- エ．設備メーカーの営業担当者なら資格不要で必ず足りる。

答え・解説

正答：ウ

ア：そのような制度ではない。

イ：警察官を法定点検実施者とする制度ではない。

ウ：消防庁の制度資料では、延べ面積1,000㎡以上の特定防火対象物は有資格者点検の対象とされる。

エ：有資格者点検が必要な対象では、営業担当者という肩書だけでは足りない。

総合解説：消防庁の制度資料では、延べ面積1,000㎡以上の特定防火対象物は有資格者点検の対象とされる。「1,000㎡以上の特定防火対象物」は有資格者点検の代表要件として押さえる。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0043

1-2 設置・維持・点検（共通）> 点検・報告 | 難易度：標準

延べ面積1,000㎡以上の非特定防火対象物で、消防長または消防署長が指定したものについて正しいものはどれか。

- ア．所有者が反対すれば消防長等の指定は無効になる。
- イ．点検義務そのものが3年に1回だけになる。
- ウ．非特定防火対象物なので、どのような指定があっても有資格者点検は不要である。
- エ．消防設備士または消防設備点検資格者による点検が必要となる。

答え・解説

正答：エ

ア：所有者の反対だけで法令上の指定が当然に消滅するものではない。

イ：3年は一定の非特定防火対象物の結果報告周期であり、点検周期と同一ではない。

ウ：指定された一定の非特定防火対象物も有資格者点検対象となる。

エ：消防庁資料では、1,000㎡以上の非特定防火対象物のうち消防長または消防署長が指定するものを有資格者点検対象としている。

総合解説：消防庁資料では、1,000㎡以上の非特定防火対象物のうち消防長または消防署長が指定するものを有資格者点検対象としている。非特定でも「1,000㎡以上＋消防長等の指定」があれば有資格者点検となる点に注意する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0044

1-2 設置・維持・点検（共通）> 点検・報告 | 難易度：標準

「特定一階段等防火対象物」の消防用設備等点検について正しいものはどれか。

- ア．点検は建築士だけに限定される。
- イ．消防設備士または消防設備点検資格者に点検させる必要がある。
- ウ．面積にかかわらず点検そのものが免除される。
- エ．消防設備士は点検してはならない。

答え・解説

正答：イ

ア：消防設備士または消防設備点検資格者が制度上の点検実施者である。

イ：消防庁の点検報告制度資料は、特定一階段等防火対象物を有資格者点検の対象としている。

ウ：特定一階段等防火対象物は有資格者点検対象として挙げられている。

エ：消防設備士は法定の点検実施者となり得る。

総合解説：消防庁の点検報告制度資料は、特定一階段等防火対象物を有資格者点検の対象としている。面積要件だけで判断せず、特定一階段等防火対象物という用途・構造上の区分も有資格者点検要件になる。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0045

1-2 設置・維持・点検（共通）> 点検・報告 | 難易度：標準

消防法第17条の3の3で、政令上の有資格者点検対象に該当しない防火対象物の関係者について正しいものはどれか。

- ア．有資格者対象外なら点検も報告も一切不要である。
- イ．必ず都道府県知事本人が点検する。
- ウ．設備を停止しておけば点検義務は消滅する。
- エ．法令に従い、自ら点検することが認められている。

答え・解説

正答：エ

ア：対象外だから点検義務そのものが消えるわけではない。

イ：そのような制度ではない。

ウ：設備停止だけで法定点検義務が当然に消えるものではない。

エ：同条は政令で定める対象では有資格者に点検させ、その他のものは自ら点検する構造としている。

総合解説：同条は政令で定める対象では有資格者に点検させ、その他のものは自ら点検する構造としている。「有資格者にさせる必要がない」と「点検義務がない」は別である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0046

1-2 設置・維持・点検（共通）> 点検・報告 | 難易度：基礎

消防用設備等の「機器点検」の標準的な実施周期はどれか。

- ア．2年に1回
- イ．6か月に1回
- ウ．5年に1回
- エ．毎月1回

答え・解説

正答：イ

ア：機器点検の周期として長すぎる。

イ：消防庁の制度資料では、機器点検は6か月に1回とされている。

ウ：機器点検はより短い周期で実施する。

エ：法定の標準周期は毎月ではない。

総合解説：消防庁の制度資料では、機器点検は6か月に1回とされている。点検周期と報告周期は別である。6か月は機器点検の周期として覚える。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0047

1-2 設置・維持・点検（共通）> 点検・報告 | 難易度：標準

消防用設備等の「総合点検」について正しいものはどれか。

- ア．5年に1回だけ実施すればよい。
イ．外観だけを見て毎週行う点検である。
ウ．設備の全部または一部を作動・使用して総合的な機能を確認し、原則として1年に1回実施する。
エ．書類だけ確認し、設備を作動させることはない。

答え・解説

正答：ウ

ア：総合点検の標準周期は1年である。

イ：外観や簡易操作中心は機器点検の説明に近く、総合点検の定義ではない。

ウ：総合点検は作動または使用により総合機能を確認する点検で、標準周期は1年である。

エ：総合点検は設備の全部または一部を作動・使用して機能を確認する。

総合解説：総合点検は作動または使用により総合機能を確認する点検で、標準周期は1年である。総合点検は「作動・使用して総合機能を確認する」という内容と「1年」の周期をセットで整理する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0048

1-2 設置・維持・点検（共通）> 点検・報告 | 難易度：標準

特定防火対象物における消防用設備等の点検結果の報告周期として正しいものはどれか。

- ア．6か月に1回
イ．3年に1回
ウ．10年に1回
エ．1年に1回

答え・解説

正答：エ

ア：6か月は機器点検の周期であり、特定防火対象物の結果報告周期とは異なる。

イ：3年に1回は特定防火対象物以外の一般的な報告周期である。

ウ：法定の報告周期として長すぎる。

エ：消防庁資料では、特定防火対象物は1年に1回の報告とされている。

総合解説：消防庁資料では、特定防火対象物は1年に1回の報告とされている。特定防火対象物は利用者保護の観点から、一般の非特定防火対象物より短い報告周期となる。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0049

1-2 設置・維持・点検（共通）＞点検・報告 | 難易度：応用

特殊消防用設備等の個別計画による場合を除き、特定防火対象物以外の防火対象物における点検結果の一般的な報告周期はどれか。

ア．特定防火対象物と同じくすべて1年に1回である。

イ．報告義務は一切ない。

ウ．機器点検と同じく6か月に1回必ず報告する。

エ．3年に1回

答え・解説

正答：エ

ア：一般に特定以外は3年に1回である。

イ：特定以外にも点検結果報告義務がある。

ウ：点検周期と報告周期は同一ではない。

エ：消防庁資料では、特定防火対象物以外は3年に1回の報告とされている。

総合解説：消防庁資料では、特定防火対象物以外は3年に1回の報告とされている。「点検は定期的に行うが、結果報告は用途区分により1年または3年」という構造を理解する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0050

1-2 設置・維持・点検（共通）＞点検・報告 | 難易度：応用

特定防火対象物で自動火災報知設備を管理している。点検・報告の周期の組合せとして適切なものはどれか。

ア．機器点検だけ行えばよく、総合点検と報告は一切不要。

イ．機器点検は3年に1回、総合点検は5年に1回、報告は不要。

ウ．機器点検は6か月に1回、総合点検は1年に1回、点検結果の報告は1年に1回。

エ．機器点検・総合点検とも10年に1回、報告は6か月に1回。

答え・解説

正答：ウ

ア：自動火災報知設備では総合点検も行われ、特定防火対象物では結果報告も必要である。

イ：いずれも法定制度と一致しない。

ウ：点検の種類ごとの周期と、特定防火対象物の報告周期を区別する必要がある。

エ：点検周期と報告周期が逆転しており不適切である。

総合解説：点検の種類ごとの周期と、特定防火対象物の報告周期を区別する必要がある。数値問題では「6か月=機器点検」「1年=総合点検」「報告は特定1年・非特定3年」を役割別に整理する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0051

1-2 設置・維持・点検（共通）＞届出・検査・命令 | 難易度：基礎

消防法第17条の3の2の対象となる防火対象物に消防用設備等を設置した場合の基本的手続として正しいものはどれか。

- ア．警察署長へ届け出れば消防検査は不要となる。
- イ．設備メーカーへの保証登録だけで法定手続は完了する。
- ウ．消防長または消防署長に設置した旨を届け出て、検査を受ける。
- エ．設置後の届出も検査も制度上存在しない。

答え・解説

正答：ウ

ア：法定の届出・検査先は消防長または消防署長である。

イ：メーカー保証登録は消防法上の設置届・消防検査に代わらない。

ウ：第17条の3の2は、対象となる防火対象物で設備を設置したときの届出と検査を義務付けている。

エ：消防法に明確な届出・検査制度がある。

総合解説：第17条の3の2は、対象となる防火対象物で設備を設置したときの届出と検査を義務付けている。対象となる設備では「設置したこと」と「行政へ届出・検査を受けること」は別の義務である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0052

1-2 設置・維持・点検（共通）＞届出・検査・命令 | 難易度：基礎

消防用設備等設置届出書を提出すべき対象で、設置工事が完了した。法令上の提出期限として正しいものはどれか。

- ア．使用開始から1年以内
- イ．工事完了日から4日以内
- ウ．次回の点検報告時まで期限なし
- エ．工事完了日から30日以内

答え・解説

正答：イ

ア：設置届を1年後まで待つ制度ではない。

イ：消防法施行規則は、対象となる設置届を工事完了後4日以内に行うことを定めている。

ウ：点検報告とは別の手続で、設置届には期限がある。

エ：4日以内であり、30日ではない。

総合解説：消防法施行規則は、対象となる設置届を工事完了後4日以内に行うことを定めている。「着工届10日前」と「設置届4日以内」を混同しないよう、工事前・工事後で対比して覚える。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0053

1-2 設置・維持・点検（共通）> 届出・検査・命令 | 難易度：標準

消防法第17条の3の2に基づく設置の届出先として正しいものはどれか。

- ア．設備メーカー
- イ．国土交通大臣
- ウ．警察署長
- エ．消防長または消防署長

答え・解説

正答：エ

ア：メーカーへの連絡は法定設置届に代わらない。

イ：消防法上の設置届の相手方ではない。

ウ：消防法第17条の3の2の届出先ではない。

エ：設置届は消防長または消防署長に対して行う。

総合解説：設置届は消防長または消防署長に対して行う。期限だけでなく「誰に届け出るか」まで一体で確認する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0054

1-2 設置・維持・点検（共通）> 届出・検査・命令 | 難易度：標準

消防法第17条の3の2に基づく消防検査の趣旨として最も適切なものはどれか。

- ア．設置された消防用設備等が法令上の設備等技術基準に適合しているかを確認すること。
- イ．消防設備業者の売上高を確認すること。
- ウ．建物の固定資産税額を決めること。
- エ．消防設備士試験の成績を確認すること。

答え・解説

正答：ア

ア：同条の検査は、消防用設備等が設備等技術基準に適合していることを確認するための手続である。

イ：営業成績の確認は消防検査の目的ではない。

ウ：税額決定の検査ではない。

エ：資格試験の成績確認とは別制度である。

総合解説：同条の検査は、消防用設備等が設備等技術基準に適合していることを確認するための手続である。消防検査は形式的な届出確認ではなく、実際の設備が技術基準に適合しているかを見る手続である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0055

1-2 設置・維持・点検（共通）> 届出・検査・命令 | 難易度：標準

甲種消防設備士が法令で定める工事に着手しようとする場合、工事整備対象設備等着工届は原則としていつまでに行うか。

- ア．工事に着手しようとする日の10日前まで
- イ．工事開始後30日以内
- ウ．期限の定めは一切ない
- エ．工事完了後4日以内だけ

答え・解説

正答：ア

ア：消防法第17条の14は、甲種消防設備士に対し所定の工事について着手日の10日前までの届出を求めている。

イ：着工前に届け出る制度であり、開始後ではない。

ウ：法令上10日前までという期限がある。

エ：これは設置届の期限と混同している。着工届は工事前の手續である。

総合解説：消防法第17条の14は、甲種消防設備士に対し所定の工事について着手日の10日前までの届出を求めている。工事前は着工届10日前、工事後は対象に応じ設置届4日以内という時間軸を明確にする。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0056

1-2 設置・維持・点検（共通）> 届出・検査・命令 | 難易度：標準

消防法第17条の14の着工届を行う相手方として正しいものはどれか。

- ア．設備メーカーの本社
- イ．消防設備士免状を交付した都道府県知事だけ
- ウ．消防長または消防署長
- エ．消防試験研究センター

答え・解説

正答：ウ

ア：メーカーへの連絡は法定着工届に代わらない。

イ：免状交付手續と着工届の届出先は異なる。

ウ：甲種消防設備士は、工事対象の防火対象物所在地を管轄する消防長または消防署長へ届け出る。

エ：試験実施機関は着工届の届出先ではない。

総合解説：甲種消防設備士は、工事対象の防火対象物所在地を管轄する消防長または消防署長へ届け出る。免状関係の申請先と工事関係の届出先を混同しないこと。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0057

1-2 設置・維持・点検（共通）> 届出・検査・命令 | 難易度：標準

乙種第4類消防設備士が「自分の乙種免状だけで自動火災報知設備の新設工事を行い、甲種消防設備士として着工届を提出する」と考えている。最も適切な説明はどれか。

- ア．乙種第4類は甲種第4類と完全に同じ工事権限を持つため正しい。
- イ．乙種第4類は消防法上の免状ではないため、整備もできない。
- ウ．着工届を出せば、免状の業務範囲を超える工事も自由にできる。
- エ．乙種は対象設備の整備資格であり、甲種に認められる設置工事を乙種資格だけで行うことはできないため、前提が誤っている。

答え・解説

正答：エ

ア：甲種と乙種では工事権限が異なる。

イ：乙種第4類も消防設備士免状であり、対象範囲の整備を行える。

ウ：届出は資格要件を代替しない。

エ：乙種第4類の資格だけでは、新設工事を行う甲種の業務範囲を持たない。

総合解説：乙種第4類の資格だけでは、新設工事を行う甲種の業務範囲を持たない。届出をすれば資格範囲が広がるわけではない。まず業務資格の有無を確認し、その後に届出可否を判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0058

1-2 設置・維持・点検（共通）> 届出・検査・命令 | 難易度：基礎

消防用設備等が設備等技術基準に従って設置・維持されていない場合、消防法第17条の4に基づき命令を行える者は誰か。

- ア．建物の近隣住民
- イ．消防設備士試験の試験監督員
- ウ．消防長または消防署長
- エ．消防設備メーカーの社長

答え・解説

正答：ウ

ア：近隣住民は同条の行政命令権者ではない。

イ：試験監督員は同条の命令権者ではない。

ウ：法第17条の4は、消防長または消防署長に命令権限を与えている。

エ：民間メーカーに法第17条の4の命令権限はない。

総合解説：法第17条の4は、消防長または消防署長に命令権限を与えている。設置届・点検報告・是正命令では消防長または消防署長が重要な行政主体として登場する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0059

1-2 設置・維持・点検（共通）> 届出・検査・命令 | 難易度：標準

消防法第17条の4に基づく設置・維持命令の相手方として正しいものはどれか。

- ア．防火対象物の関係者で、設置・維持について権原を有する者
- イ．設備の広告を掲載した媒体運営者
- ウ．当該建物を通りかかった者
- エ．消防設備士試験に合格した全国の全員

答え・解説

正答：ア

ア：命令は関係者のうち権原を有する者に対して行われる。

イ：広告掲載だけでは同条の命令相手方にならない。

ウ：通行しただけでは関係者で権原を有する者ではない。

エ：当該防火対象物との権原関係が必要である。

総合解説：命令は関係者のうち権原を有する者に対して行われる。命令相手方は「関係者」だけで終わらず、設備の設置・維持について権原を有するかまで確認する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0060

1-2 設置・維持・点検（共通）> 届出・検査・命令 | 難易度：応用

検査対象となる防火対象物で消防用設備等を新設した後、設置届も消防検査も行わず、さらに設備が基準不適合の状態で放置されている。法令上の説明として最も適切なものはどれか。

- ア．設置した事実だけで、届出・検査・維持基準の問題はすべて解消する。
- イ．消防検査を受けない場合は、設備の基準適合性を問うことができない。
- ウ．消防署には基準不適合に対する命令権限がない。
- エ．設置後の届出・検査義務が問題となり、基準どおり設置・維持されていなければ消防長または消防署長による設置・維持命令の対象にもなり得る。

答え・解説

正答：エ

ア：設置だけでは届出・検査や維持義務を満たしたことになる。

イ：消防用設備等は技術基準に従って設置・維持する必要がある。

ウ：法第17条の4に命令権限がある。

エ：設置届・検査制度と設置維持命令は別の制度であり、要件を満たせばそれぞれ問題となる。

総合解説：設置届・検査制度と設置維持命令は別の制度であり、要件を満たせばそれぞれ問題となる。実務事例では、届出違反と技術基準不適合を一つにまとめず、それぞれの制度上の問題として評価する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0061

1-3 消防用設備等の共通法令 > 検定・型式適合・表示 | 難易度：基礎

消防法の検定制度で、消防法施行令に定める検定対象機械器具等は何品目か。

ア：12品目。消防法施行令に列挙される検定対象機械器具等の総数として扱う。

イ：6品目。警報設備の一部だけを数えたものとして扱う。

ウ：30品目。消防用設備等の分類全体を検定品目数とみなす。

エ：3品目。消火・警報・避難の設備区分数と混同した数である。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。消防法施行令に定める検定対象機械器具等は12品目である。

イ：6品目ではない。検定対象機械器具等の総数を問うている。

ウ：30品目ではない。消防用設備等の細かな種類数と検定対象品目数は同じではない。

エ：3品目は消防の用に供する設備の大分類などとの混同であり、検定対象品目数ではない。

総合解説：令和7年版消防白書は、検定対象機械器具等が消防法施行令に定める12品目であると説明している。検定対象12品目と自主表示対象6品目を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0062

1-3 消防用設備等の共通法令 > 検定・型式適合・表示 | 難易度：基礎

「型式承認」の説明として正しいものはどれか。

ア：点検結果の報告周期を決める制度。

イ：完成した建築物の避難経路を確認する建築確認。

ウ：検定対象機械器具等の型式に係る形状等が、総務省令で定める技術上の規格に適合している旨の承認。

エ：消防設備士個人の実務経験年数を認定する制度。

答え・解説

正答：ウ

ア：点検報告周期とは別制度である。

イ：型式承認は建築確認ではなく、検定対象機械器具等の型式に関する制度である。

ウ：消防法の型式承認は、検定対象機械器具等の型式に係る形状等の技術上の規格適合に関する承認である。

エ：実務経験の認定制度ではない。

総合解説：消防法の型式承認は、検定対象機械器具等の型式に係る形状等の技術上の規格適合に関する承認である。型式承認は「製品の型式」についての規格適合確認であり、個々の製造品の型式適合検定とは段階が異なる。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0063

1-3 消防用設備等の共通法令 > 検定・型式適合・表示 | 難易度：基礎

検定対象機械器具等の「型式承認」を行う主体として正しいものはどれか。

- ア．建物所有者
- イ．総務大臣
- ウ．消防設備士個人
- エ．警察署長

答え・解説

正答：イ

ア：所有者の承認は法定の型式承認ではない。

イ：消防白書は、型式承認を総務大臣が行う承認と説明している。

ウ：消防設備士は型式承認の行政主体ではない。

エ：警察署長は消防法上の型式承認主体ではない。

総合解説：消防白書は、型式承認を総務大臣が行う承認と説明している。製品検定制度では、型式承認の主体と型式適合検定の実施機関を区別して覚える。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0064

1-3 消防用設備等の共通法令 > 検定・型式適合・表示 | 難易度：標準

型式適合検定を行う機関として正しいものはどれか。

- ア．建物の管理会社だけ
- イ．受験者本人
- ウ．消防設備業者であれば誰でも法定検定機関になれる。
- エ．日本消防検定協会または登録検定機関

答え・解説

正答：エ

ア：管理会社という地位だけで型式適合検定機関にはならない。

イ：消防設備士試験の受験者が自己検定する制度ではない。

ウ：法定の実施主体は日本消防検定協会または登録検定機関である。

エ：消防白書は、型式適合検定を日本消防検定協会または登録検定機関が行うと説明している。

総合解説：消防白書は、型式適合検定を日本消防検定協会または登録検定機関が行うと説明している。「総務大臣の型式承認」と「協会等の型式適合検定」という役割分担を整理する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0065

1-3 消防用設備等の共通法令 > 検定・型式適合・表示 | 難易度：標準

「型式適合検定」で主に確認する事項はどれか。

- ア．防火対象物の収容人員だけ。
- イ．建物の所有権が誰にあるか。
- ウ．製造された検定対象機械器具等の形状等が、型式承認を受けた型式の形状等と同一であるかどうか。
- エ．消防設備士の講習受講履歴。

答え・解説

正答：ウ

ア：型式適合検定は個々の検定対象製品の型式への適合を扱う。

イ：所有権確認は型式適合検定の対象ではない。

ウ：型式適合検定は、製造された製品が承認済みの型式に適合しているかを確認する検定である。

エ：講習履歴は個人資格の事項であり、製品の型式適合検定とは別である。

総合解説：型式適合検定は、製造された製品が承認済みの型式に適合しているかを確認する検定である。承認された「型式」と、実際に製造された「製品」が一致することを確認する工程である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0066

1-3 消防用設備等の共通法令 > 検定・型式適合・表示 | 難易度：標準

検定対象機械器具等の販売等に関する説明として正しいものはどれか。

- ア．型式承認の申請中であれば、合格表示なしで自由に販売できる。
- イ．表示は広告用に任意で、法令上の意味はない。
- ウ．検定に合格し、その旨の表示が付されているものでなければ、販売または販売目的の陳列等をしてはならない。
- エ．検定対象品でも価格が安ければ表示なしで販売できる。

答え・解説

正答：ウ

ア：申請中というだけで検定合格・表示要件を満たさない。

イ：合格表示は流通規制と結び付いた法定表示である。

ウ：消防法の検定制度は、検定合格と合格表示を市場流通の要件としている。

エ：価格は検定合格・表示要件を免除する理由にならない。

総合解説：消防法の検定制度は、検定合格と合格表示を市場流通の要件としている。型式承認、型式適合検定、合格表示、販売等の規制を一連の流れとして理解する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0067

1-3 消防用設備等の共通法令 > 検定・型式適合・表示 | 難易度：標準

次のうち、検定対象機械器具等に含まれる第4類関連機器として適切なものはどれか。

- ア．一般家庭用のカーテンすべて
- イ．建築物の外壁そのもの
- ウ．一般事務用の机
- エ．火災報知設備の感知器

答え・解説

正答：エ

ア：防災性能の制度とは別であり、一般カーテンすべてがここであるという検定対象機械器具等ではない。

イ：建築物の外壁そのものは消防法の検定対象機械器具等ではない。

ウ：机は検定対象機械器具等の品目ではない。

エ：火災報知設備の感知器は検定対象機械器具等に含まれ、第4類の自動火災報知設備に係る。

総合解説：火災報知設備の感知器は検定対象機械器具等に含まれ、第4類の自動火災報知設備に係る。乙種4類では、感知器など自動火災報知設備の機器と検定制度の接点を意識して学習する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0068

1-3 消防用設備等の共通法令 > 検定・型式適合・表示 | 難易度：標準

次のうち、令和7年版消防白書で「自主表示対象機械器具等」の例として示されるものはどれか。

- ア．消火器
- イ．火災報知設備の感知器
- ウ．漏電火災警報器
- エ．火災報知設備の受信機

答え・解説

正答：ウ

ア：消火器は検定対象機械器具等に含まれる。

イ：感知器は検定対象機械器具等に含まれる。

ウ：消防白書では、漏電火災警報器は自主表示対象機械器具等の一つとして示されている。

エ：受信機は検定対象機械器具等に含まれる。

総合解説：消防白書では、漏電火災警報器は自主表示対象機械器具等の一つとして示されている。「警報設備」という同じ大分類でも、個々の機器で検定対象が自主表示対象が異なるため、機器単位で整理する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0069

1-3 消防用設備等の共通法令 > 検定・型式適合・表示 | 難易度：応用

メーカーがある感知器について総務大臣の型式承認を受けた。まだ製造品の型式適合検定は受けていない。この時点の説明として最も適切なものはどれか。

- ア．型式承認を受けた瞬間、今後製造するすべての製品が無検査で合格表示を付けられる。
- イ．型式承認を受けると、消防設備士免状も同時に交付される。
- ウ．型式承認後は製品に表示を付けてはならない。
- エ．型式承認は型式の規格適合の承認であり、個々の製品を出荷するには型式適合検定等の所定の手続と合格表示が必要である。

答え・解説

正答：エ

ア：個々の製造品について型式適合検定の手続がある。

イ：製品検定と個人資格は別制度である。

ウ：所定の型式適合検定に合格した製品には合格表示が付される。

エ：検定制度は型式承認と型式適合検定から構成され、承認だけで個々の製造品が検定合格品になるわけではない。

総合解説：検定制度は型式承認と型式適合検定から構成され、承認だけで個々の製造品が検定合格品になるわけではない。型式承認は量産前の型式段階、型式適合検定は製造品段階という二段階で考える。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0070

1-3 消防用設備等の共通法令 > 検定・型式適合・表示 | 難易度：応用

検定対象機械器具等について、規格不適合品や必要な規格適合表示のない製品が市場に流通した場合の制度として正しいものはどれか。

- ア．消防法には、総務大臣による回収命令や罰則等の仕組みが設けられている。
- イ．消防設備士が個人の判断で全国の製品を強制回収できる。
- ウ．表示がなくても販売価格が安ければ問題にならない。
- エ．市場に出た後は行政が関与できず、購入者の自己責任だけとなる。

答え・解説

正答：ア

ア：消防白書は、不適合品や無表示品を市場流通させた場合の総務大臣による回収命令等を説明している。

イ：回収命令は消防設備士個人の権限ではない。

ウ：価格の安さは表示義務や規格適合性を免除しない。

エ：市場流通後の不適合品に対する回収命令等の制度がある。

総合解説：消防白書は、不適合品や無表示品を市場流通させた場合の総務大臣による回収命令等を説明している。検定制度は製造段階の審査だけでなく、不適合品が市場に出た後の是正措置まで含む。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0071

1-3 消防用設備等の共通法令 > 設置維持命令・措置 | 難易度：基礎

消防法第17条の4第1項に基づく設置・維持命令が問題となる基本的な状態はどれか。

- ア．消防設備士試験の受験者が少ない状態
- イ．設備が新品である状態
- ウ．建物の家賃が高い状態
- エ．消防用設備等が設備等技術基準に従って設置され、または維持されていない状態。

答え・解説

正答：エ

ア：受験者数は個別防火対象物への命令要件ではない。

イ：新品であること自体は命令要件ではない。

ウ：家賃は設置・維持命令の要件ではない。

エ：同項は、設備等技術基準に従わない設置または維持を命令の前提としている。

総合解説：同項は、設備等技術基準に従わない設置または維持を命令の前提としている。命令は制裁のためだけでなく、消防用設備等を法定基準に適合する状態へ是正させるための行政措置である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0072

1-3 消防用設備等の共通法令 > 設置維持命令・措置 | 難易度：標準

総務大臣の認定を受けた特殊消防用設備等について、消防長または消防署長が設置・維持命令を行う基準として正しいものはどれか。

- ア．製品の広告が少ないとき。
- イ．設備等設置維持計画に従って設置または維持されていないと認めるとき。
- ウ．関係者が講習を受けたいと申し出たとき。
- エ．消防設備士試験が年1回以上実施されたとき。

答え・解説

正答：イ

ア：広告量は命令要件ではない。

イ：消防法第17条の4第2項は、認定特殊消防用設備等について設備等設置維持計画への不適合を命令要件としている。

ウ：講習希望は設置・維持命令の要件ではない。

エ：試験実施回数と個別設備の命令要件は無関係である。

総合解説：消防法第17条の4第2項は、認定特殊消防用設備等について設備等設置維持計画への不適合を命令要件としている。通常設備は技術基準、認定特殊設備は設備等設置維持計画への適合が命令判断の基準となる。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0073

1-3 消防用設備等の共通法令 > 設置維持命令・措置 | 難易度：基礎

消防法第17条の4の設置・維持命令を発することができる者はどれか。

- ア．消防長または消防署長
- イ．建物所有者の取引銀行
- ウ．消防試験研究センターの受験者
- エ．消防設備士なら誰でも

答え・解説

正答：ア

ア：条文上の命令権者である。

イ：銀行は同条の命令権者ではない。

ウ：受験者は行政命令権者ではない。

エ：消防設備士には同条の行政命令権限はない。

総合解説：条文上の命令権者である。法令問題では「義務を負う関係者」と「命令を発する消防長・消防署長」を主体ごとに区別する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0074

1-3 消防用設備等の共通法令 > 設置維持命令・措置 | 難易度：標準

設置・維持命令の相手方として最も適切な者はどれか。

- ア．同じ市内に住む消防設備士全員
- イ．防火対象物の関係者で権原を有する者
- ウ．設備を見学しただけの者
- エ．近くを通行した者

答え・解説

正答：イ

ア：当該対象物に対する権原がなければ命令相手方ではない。

イ：法第17条の4は、関係者のうち権原を有する者を命令相手方としている。

ウ：見学者には通常、設備の設置・維持を決定する権原がない。

エ：通行者は当該対象物の権原を有する関係者ではない。

総合解説：法第17条の4は、関係者のうち権原を有する者を命令相手方としている。現場にいる人ではなく、設置・維持について意思決定できる権原を有する関係者が命令相手方となる。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0075

1-3 消防用設備等の共通法令 > 設置維持命令・措置 | 難易度：標準

必要な消防用設備等が設備等技術基準に従って設置されていない場合、消防法第17条の4に基づき命じ得る内容として適切なものはどれか。

- ア．設備等技術基準に従って当該設備を設置すること。
- イ．当該建物を無条件で国へ譲渡すること。
- ウ．消防設備士試験を関係者全員が受験すること。
- エ．設備メーカーを特定一社に限定して購入すること。

答え・解説

正答：ア

ア：法第17条の4は、基準に従って設置すべきことを命令できとしている。

イ：同条の設置命令の内容ではない。

ウ：試験受験を命ずる規定ではない。

エ：同条は特定メーカーからの購入を命じる規定ではない。

総合解説：法第17条の4は、基準に従って設置すべきことを命令できとしている。命令内容は法定基準への適合に必要な範囲で考え、資格取得や特定メーカー利用など別制度の事項を混ぜない。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0076

1-3 消防用設備等の共通法令 > 設置維持命令・措置 | 難易度：標準

設置済みの消防用設備等が故障して基準どおり維持されていない場合、消防法第17条の4に基づく命令として適切なものはどれか。

- ア．その維持のため必要な措置を行うことを命ずる。
- イ．消防署が必ず無償で修理する。
- ウ．関係者に消防設備士免状を必ず取得させる。
- エ．設備を故障したまま封印して永久に使用しないよう命ずるだけで、基準回復は求められない。

答え・解説

正答：ア

ア：同条は設置命令に加えて、維持のため必要な措置を命ずることができる。

イ：消防署に無償修理義務を課す規定ではない。

ウ：同条の維持措置命令は免状取得を命じる規定ではない。

エ：基準に従った維持のため必要な措置を命じる制度である。

総合解説：同条は設置命令に加えて、維持のため必要な措置を命ずることができる。設置命令と維持措置命令を分けて、既設設備の故障では「必要な維持措置」が中心となる。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0077

1-3 消防用設備等の共通法令 > 設置維持命令・措置 | 難易度：標準

消防法第17条の4の命令の趣旨として最も適切なものはどれか。

- ア．消防設備士試験の合格率を上げること。
- イ．消防署長の好みに合わせて設備の色を統一させること。
- ウ．消防用設備等を設備等技術基準に、認定特殊消防用設備等を設備等設置維持計画に適合する状態へ是正させること。
- エ．関係者の売上を増やすこと。

答え・解説

正答：ウ

ア：試験合格率は個別設備への是正命令の目的ではない。

イ：法定基準と無関係な個人的好みを目的とする制度ではない。

ウ：命令は、法定基準または認定計画への適合を確保するための制度である。

エ：経営支援を目的とする命令ではない。

総合解説：命令は、法定基準または認定計画への適合を確保するための制度である。命令の根拠となる「適合すべき基準」が通常設備と特殊設備で異なる点を押さえる。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0078

1-3 消防用設備等の共通法令 > 設置維持命令・措置 | 難易度：標準

消防法第17条の4に基づく命令を発した場合の扱いとして正しいものはどれか。

- ア．命令内容は必ず秘密にしなければならず、公示制度はない。
- イ．公示は設備会社のSNS投稿だけで行う。
- ウ．同条の準用規定により、法令に従った公示の対象となる。
- エ．公示できるのは裁判所だけである。

答え・解説

正答：ウ

ア：命令には公示に関する規定が準用される。

イ：法定公示方法は行政上定められた方法による。

ウ：第17条の4は他条の公示規定を準用しており、施行規則に公示方法が定められている。

エ：消防法上の行政命令について公示制度がある。

総合解説：第17条の4は他条の公示規定を準用しており、施行規則に公示方法が定められている。命令の実体要件だけでなく、命令後に公示制度が連動する点も共通法令として確認する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0079

1-3 消防用設備等の共通法令 > 設置維持命令・措置 | 難易度：応用

ビルで消防設備の更新を決定する権限は所有会社Aにあり、受付業務だけを行う委託会社Bには設備更新の権限がない。設備が基準不適合で設置命令を行う場合、最も適切な考え方はどれか。

- ア．近隣住民が命令対象となる。
- イ．消防設備士試験の受験者が代わりに命令を受ける。
- ウ．受付にいるBの従業員個人なら誰でも必ず命令対象となる。
- エ．法第17条の4は「関係者で権原を有するもの」を対象とするため、設備更新の権原を有するAが命令対象として中心となる。

答え・解説

正答：エ

ア：近隣住民には当該設備の設置権原がない。

イ：受験者という地位は当該防火対象物の権原と無関係である。

ウ：設備更新の権原がない単なる受付担当者を当然の命令対象とする考え方は適切でない。

エ：命令相手方の判断では、単なる現場所在ではなく、関係者として設備の設置・維持について権原を有するかが重要である。

総合解説：命令相手方の判断では、単なる現場所在ではなく、関係者として設備の設置・維持について権原を有するかが重要である。「管理しているように見える者」と「法的・実質的な権原を持つ者」を区別する事例判断が重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0080

1-3 消防用設備等の共通法令 > 設置維持命令・措置 | 難易度：応用

総務大臣認定の特殊消防用設備等を導入したが、関係者が維持費削減のため設備等設置維持計画で定めた重要な点検・維持方法を無視している。消防法上の対応として最も適切なものはどれか。

- ア．維持費が下がるなら関係者の判断で計画を変更してよい。
- イ．消防長または消防署長は、権原を有する関係者に対し、設備等設置維持計画に従った維持のために必要な措置を命ずることができる。
- ウ．一度認定を受ければ、その後は計画を守る必要がない。
- エ．消防署には特殊消防用設備等について一切権限がない。

答え・解説

正答：イ

ア：単なる費用削減を理由に認定計画を無視することはできない。

イ：認定特殊消防用設備等は設備等設置維持計画に従う必要があり、不適合時は第17条の4第2項の命令対象となり得る。

ウ：認定は計画に従って設置・維持することを前提としている。

エ：第17条の4第2項に特殊消防用設備等への命令規定がある。

総合解説：認定特殊消防用設備等は設備等設置維持計画に従う必要があり、不適合時は第17条の4第2項の命令対象となり得る。特殊設備では「技術基準」ではなく、認定の前提となった設備等設置維持計画への適合を確認する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0081

1-3 消防用設備等の共通法令 > 共通法令の事例判断 | 難易度：基礎

賃貸店舗で、建物所有者Aと店舗占有者Bがいる。消防用設備等の法令遵守について「Bは所有者でないから消防法上の関係者ではない」と説明された。最も適切な判断はどれか。

- ア．正しい。関係者は所有者だけに限られる。
- イ．正しい。消防設備士免状がない者は関係者にならない。
- ウ．正しい。賃貸物件には消防法は適用されない。
- エ．誤り。Bは占有者として関係者に該当し得るため、所有者でないことだけで関係者から除外されない。

答え・解説

正答：エ

- ア：占有者と管理者も関係者に含まれる。
 - イ：関係者の定義と消防設備士資格は別である。
 - ウ：賃貸かどうかだけで消防法の適用が排除されることはない。
 - エ：消防法の関係者には所有者・管理者・占有者が含まれる。
- 総合解説：消防法の関係者には所有者・管理者・占有者が含まれる。実務問題では、所有権だけでなく管理・占有の実態から関係者該当性を判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0082

1-3 消防用設備等の共通法令 > 共通法令の事例判断 | 難易度：標準

延べ面積1,500㎡の特定防火対象物で消防用設備等を管理している。点検と報告について適切なものはどれか。

- ア．消防設備士または消防設備点検資格者に点検させ、点検結果は原則として1年に1回消防長または消防署長へ報告する。
- イ．点検は3年に1回だけで、報告は不要である。
- ウ．点検結果は警察署長へだけ報告する。
- エ．資格者による点検は不要で、報告も10年に1回でよい。

答え・解説

正答：ア

- ア：1,000㎡以上の特定防火対象物は有資格者点検対象で、特定防火対象物の報告周期は1年である。
 - イ：点検周期と報告義務を混同している。
 - ウ：報告先は消防長または消防署長である。
 - エ：有資格者点検要件と報告周期の両方に反する。
- 総合解説：1,000㎡以上の特定防火対象物は有資格者点検対象で、特定防火対象物の報告周期は1年である。面積・用途・点検実施者・報告周期を一つの事例で結び付けて判断できるようにする。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0083

1-3 消防用設備等の共通法令 > 共通法令の事例判断 | 難易度：標準

延べ面積900㎡の非特定防火対象物で、消防長・消防署長による有資格者点検対象の指定もないものとする。この場合の一般的な説明として適切なものはどれか。

- ア．必ず消防設備士だけが点検し、6か月ごとに結果報告する。
- イ．非特定なら点検も報告も永久に不要である。
- ウ．毎月必ず総務大臣へ報告する。
- エ．関係者が法令に従い自ら点検することができ、点検結果は原則として3年に1回報告する。

答え・解説

正答：エ

- ア：設問条件では有資格者点検の指定対象ではなく、点検周期と報告周期も混同している。
 - イ：非特定でも点検・報告制度の対象となる。
 - ウ：報告先・周期とも異なる。
 - エ：有資格者点検対象外では自ら点検でき、特定防火対象物以外の一般的報告周期は3年である。
- 総合解説：有資格者点検対象外では自ら点検でき、特定防火対象物以外の一般的報告周期は3年である。特定防火対象物でないから義務なし、という短絡を避け、点検実施者要件と報告周期を別々に評価する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0084

1-3 消防用設備等の共通法令 > 共通法令の事例判断 | 難易度：基礎

消防法第17条の3の2の検査対象となる防火対象物で、自動火災報知設備の設置工事が完了した。関係者の対応として適切なものはどれか。

- ア．設置ただけで手続は完了し、消防検査は不要である。
- イ．次の3年報告まで設置届を提出しなくてよい。
- ウ．所定の設置届を工事完了日から4日以内に提出し、消防検査を受ける。
- エ．警察署へ届出をすれば消防検査を省略できる。

答え・解説

正答：ウ

- ア：検査対象では届出・検査が必要である。
 - イ：設置届の期限と点検結果報告周期は別である。
 - ウ：対象設備では設置後の届出・検査が必要で、設置届は完了日から4日以内とされる。
 - エ：消防法上の設置届・検査の制度とは異なる。
- 総合解説：対象設備では設置後の届出・検査が必要で、設置届は完了日から4日以内とされる。工事完了後の手続では、4日以内の設置届と消防検査を点検報告制度とは切り分けて判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0085

1-3 消防用設備等の共通法令 > 共通法令の事例判断 | 難易度：標準

乙種第4類消防設備士Cが、資格者として自動火災報知設備の新設工事を単独で請け負おうとしている。最も適切な判断はどれか。

- ア．乙種第4類は消防設備士ではないため、点検にも関与できない。
- イ．工事後に設置届を出せば、資格要件は不要になる。
- ウ．乙種と甲種に業務範囲の差はないので問題ない。
- エ．乙種第4類は対象設備の整備資格であり、乙種免状だけでは甲種に認められる新設工事を行えない。

答え・解説

正答：エ

ア：乙種第4類も消防設備士であり、対象設備の整備等に関与できる。

イ：届出手続は資格要件を代替しない。

ウ：工事権限に明確な差がある。

エ：甲種は工事または整備、乙種は整備という業務範囲の違いがある。

総合解説：甲種は工事または整備、乙種は整備という業務範囲の違いがある。業務範囲の違反と届出違反は別論点であり、届出をすれば資格不足が治癒するわけではない。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0086

1-3 消防用設備等の共通法令 > 共通法令の事例判断 | 難易度：標準

乙種第4類消防設備士Dは、対象設備の整備業務に従事しているが「乙種は免状携帯も法定講習も不要」と考えている。最も適切な説明はどれか。

- ア．免状携帯だけで必要で、講習制度は存在しない。
- イ．正しい。乙種には消防法上の義務は何もない。
- ウ．免状携帯は不要だが講習だけ必要である。
- エ．誤り。業務従事時は免状携帯が必要であり、消防設備士には法令に基づく講習受講義務もある。

答え・解説

正答：エ

ア：消防設備士講習は法定制度である。

イ：乙種も消防設備士として法定義務の対象となる。

ウ：業務従事時には免状携帯も必要である。

エ：免状携帯は消防法第17条の13、講習は第17条の10に基づく義務であり、乙種を一律除外していない。

総合解説：免状携帯は消防法第17条の13、講習は第17条の10に基づく義務であり、乙種を一律除外していない。免状取得後も携帯・講習など継続義務があることを実務場面で確認する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0087

1-3 消防用設備等の共通法令 > 共通法令の事例判断 | 難易度：標準

検定対象である火災報知設備の感知器について、型式適合検定の合格表示がない製品を販売目的で陳列しようとしている。最も適切な判断はどれか。

ア：検定に合格し必要な表示が付されたものでなければ販売・販売目的の陳列等はできないため、不適切である。

イ：感知器は検定制度と無関係なので自由に陳列できる。

ウ：価格が安ければ表示なしでも販売できる。

エ：乙種第4類消防設備士が店内にいれば表示は不要になる。

答え・解説

正答：ア

ア：検定対象機械器具等には検定合格とその表示に基づく流通規制がある。

イ：感知器は検定対象機械器具等に含まれる。

ウ：価格は表示要件を免除しない。

エ：消防設備士の在席は製品の検定合格表示を代替しない。

総合解説：検定対象機械器具等には検定合格とその表示に基づく流通規制がある。第4類機器の実務では、設備の設置基準だけでなく製品自体の検定・表示制度も確認する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0088

1-3 消防用設備等の共通法令 > 共通法令の事例判断 | 難易度：応用

通常設備の代わりに独自開発の警報設備を採用しようとしている。性能試験では良好だったが、消防法第17条第3項の総務大臣認定を受けていない。最も適切な判断はどれか。

ア：通常設備の法定代替として扱うには同等以上の性能だけでなく、設備等設置維持計画に基づく総務大臣の認定が必要であり、現状のままでは足りない。

イ：乙種第4類消防設備士が見た目を確認すれば認定不要である。

ウ：メーカーが特許を取得すれば消防法上の認定も自動取得となる。

エ：性能試験が良好なら行政認定なしで必ず代替できる。

答え・解説

正答：ア

ア：特殊消防用設備等の代替制度には性能と計画、総務大臣認定が必要である。

イ：消防設備士の確認は総務大臣認定を代替しない。

ウ：特許制度と消防法の特種設備認定は別制度である。

エ：性能だけでは法定代替要件を満たさない。

総合解説：特殊消防用設備等の代替制度には性能と計画、総務大臣認定が必要である。新技術の採用では「性能が高い」という技術的評価と、消防法上の代替認定を分けて判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0089

1-3 消防用設備等の共通法令 > 共通法令の事例判断 | 難易度：応用

自動火災報知設備の重大な故障が判明したが、設備更新の権原を持つ関係者が修理を拒否し、設備等技術基準に従った維持がされていない。消防法上の対応として正しいものはどれか。

- ア．消防設備士試験の受験者に修理を強制する。
- イ．故障後は消防法の対象外となるため、行政は何もできない。
- ウ．近隣住民に修理費を負担するよう命ずる。
- エ．消防長または消防署長は、権原を有する関係者に対し、維持のため必要な措置を命ずることができる。

答え・解説

正答：エ

ア：受験者というだけで当該設備への権原や義務はない。

イ：故障による維持不良こそ命令対象となり得る。

ウ：命令対象は関係者で権原を有する者である。

エ：消防法第17条の4は、基準に従って維持されていない場合の維持措置命令を定める。

総合解説：消防法第17条の4は、基準に従って維持されていない場合の維持措置命令を定める。命令の判断では「誰が命令するか」「誰に命令するか」「何を是正させるか」の三点を確認する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0090

1-3 消防用設備等の共通法令 > 共通法令の事例判断 | 難易度：応用

ある市が、地域特有の厳しい気候条件のため国の消防用設備等技術基準だけでは防火目的を十分に達し難いとして、条例で異なる技術基準を定めた。消防法上の評価として最も適切なものはどれか。

- ア．消防法第17条第2項の要件を満たすなら、市町村条例で国の政令等と異なる技術基準を設けることが認められ得る。
- イ．国の基準と異なる条例は消防法上どのような事情でも絶対に禁止される。
- ウ．条例ではなく設備会社の社内規程だけで法定基準を変更するのが正しい。
- エ．消防設備士個人が口頭で許可すれば条例は不要である。

答え・解説

正答：ア

ア：地方の気候または風土の特殊性を理由とする条例特例が消防法に設けられている。

イ：第17条第2項に一定の場合の条例特例がある。

ウ：法定の特例は市町村条例による。

エ：消防設備士個人の口頭許可は条例特例の代替ではない。

総合解説：地方の気候または風土の特殊性を理由とする条例特例が消防法に設けられている。全国基準を原則としつつ、消防法自身が認める地方特例の条件を事例で適用できるようにする。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0091

1-4 第4類の設置基準 > 自動火災報知設備 | 難易度：基礎

自動火災報知設備の一の警戒区域について、原則的な面積と一辺の長さの組合せとして正しいものはどれか。

- ア．面積600㎡以下、かつ一辺50m以下として警戒区域を設定する。
- イ．面積1000㎡以下まで広げ、一辺100m以下として警戒区域を設定する。
- ウ．面積300㎡以下に縮小し、一辺30m以下として警戒区域を設定する。
- エ．面積500㎡以下とし、一辺40m以下を独自の上限として警戒区域を設定する。

答え・解説

正答：ア

ア：消防法施行令第21条第2項では、一の警戒区域は原則600㎡以下、一辺50m以下とされる。
イ：1000㎡は主要な出入口から内部を見通せる場合の面積特例であり、一般原則ではない。
ウ：自動火災報知設備の警戒区域の原則値ではない。
エ：500㎡は一定の二階にわたる警戒区域の例外条件等と混同している。
総合解説：消防法施行令第21条第2項では、一の警戒区域は原則600㎡以下、一辺50m以下とされる。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0092

1-4 第4類の設置基準 > 自動火災報知設備 | 難易度：基礎

自動火災報知設備で、消防法施行令別表第三に定める光電式分離型感知器を設置する場合、一の警戒区域の一辺の長さは原則何m以下か。

- ア．50m以下のみで、光電式分離型でも例外はない
- イ．200m以下
- ウ．25m以下
- エ．100m以下

答え・解説

正答：エ

ア：通常は50m以下だが、光電式分離型感知器では100m以下の扱いがある。
イ：法令上の上限は200mではない。
ウ：25mは地区音響装置までの水平距離基準等と混同しやすい数値である。
エ：光電式分離型感知器を設置する場合は、一辺の長さを100m以下とすることができる。
総合解説：光電式分離型感知器を設置する場合は、一辺の長さを100m以下とすることができる。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0093

1-4 第4類の設置基準 > 自動火災報知設備 | 難易度：標準

自動火災報知設備の警戒区域について、防火対象物の主要な出入口からその内部を見通すことができる場合の面積上限として正しいものはどれか。

- ア．必ず300㎡以下に縮小しなければならない
- イ．1000㎡以下とすることができる
- ウ．面積制限は完全になくなる
- エ．2000㎡以下とすることができる

答え・解説

正答：イ

ア：見通し可能な場合は面積上限を拡大できる特例であり、縮小規定ではない。

イ：施行令第21条第2項は、主要な出入口から内部を見通せる場合、警戒区域の面積を1000㎡以下とする特例を認めている。

ウ：特例でも1000㎡以下という上限がある。

エ：法令上の特例上限は1000㎡である。

総合解説：施行令第21条第2項は、主要な出入口から内部を見通せる場合、警戒区域の面積を1000㎡以下とする特例を認めている。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0094

1-4 第4類の設置基準 > 自動火災報知設備 | 難易度：標準

自動火災報知設備の警戒区域は原則として二以上の階にわたらないが、総務省令上の例外の一つとして正しいものはどれか。

- ア．受信機がP型なら面積・階数の制限はない
- イ．面積に関係なく三の階まで自由に一警戒区域にできる
- ウ．1000㎡以下で四の階にわたる場合
- エ．一の警戒区域の面積が500㎡以下で、その警戒区域が二の階にわたる場合

答え・解説

正答：エ

ア：受信機の型式だけで警戒区域の基本制限がなくなるわけではない。

イ：階をまたぐ警戒区域は無制限に認められていない。

ウ：そのような一般特例は定められていない。

エ：消防法施行規則第23条は、500㎡以下で二の階にわたる場合を例外として定めている。

総合解説：消防法施行規則第23条は、500㎡以下で二の階にわたる場合を例外として定めている。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0095

1-4 第4類の設置基準 > 自動火災報知設備 | 難易度：基礎

自動火災報知設備の感知器の設置位置に関する基本原則として最も適切なものはどれか。

- ア：総務省令に従い、天井又は壁の屋内に面する部分や必要な天井裏部分等に、火災を有効に感知できるよう設ける
- イ：建物外壁の屋外側だけに設ければよい
- ウ：感知器の位置は法令上まったく規定されていない
- エ：火災を感知しにくい床下だけに集中して設ける

答え・解説

正答：ア

- ア：施行令第21条第2項は、感知器を火災を有効に感知できるよう所定の部分に設けることを求めている。
 - イ：屋内火災を有効に感知するための所定位置が定められている。
 - ウ：施行令・施行規則で詳細な位置基準が定められている。
 - エ：有効に火災を感知できる位置に設ける必要がある。
- 総合解説：施行令第21条第2項は、感知器を火災を有効に感知できるよう所定の部分に設けることを求めている。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0096

1-4 第4類の設置基準 > 自動火災報知設備 | 難易度：基礎

自動火災報知設備の電源に関する消防法施行令上の基準として正しいものはどれか。

- ア：常用電源だけでよく、非常電源は禁止される
- イ：非常電源を附置する
- ウ：非常電源は防火対象物の規模にかかわらず設けてはならない
- エ：非常電源は受信機とは無関係な照明専用設備で代用する

答え・解説

正答：イ

- ア：非常電源の附置が必要である。
 - イ：施行令第21条第2項第4号は、自動火災報知設備に非常電源を附置することを定める。
 - ウ：禁止ではなく、附置義務が定められている。
 - エ：自動火災報知設備の機能を維持するための非常電源が必要である。
- 総合解説：施行令第21条第2項第4号は、自動火災報知設備に非常電源を附置することを定める。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0097

1-4 第4類の設置基準 > 自動火災報知設備 | 難易度：応用

自動火災報知設備の設置対象部分に、法令に適合した閉鎖型スプリンクラーヘッドを備えるスプリンクラー設備等を設置した場合の扱いとして正しいものはどれか。

ア．一定の要件を満たす場合、その設備の有効範囲内の部分について自動火災報知設備を設置しないことができる

イ．散水設備が故障していても設置免除は継続する

ウ．建物全体の自動火災報知設備が無条件で不要になる

エ．消火器を1本置けば自動火災報知設備は必ず不要になる

答え・解説

正答：ア

ア：施行令第21条第3項は、所定のスプリンクラー設備、水噴霧消火設備又は泡消火設備の有効範囲内について特例を定めている。

イ：法令に適合して設置・維持されることを前提とした特例である。

ウ：免除は一定の設備・要件とその有効範囲内に限られる。

エ：消火器は同項の特例対象として規定された設備ではない。

総合解説：施行令第21条第3項は、所定のスプリンクラー設備、水噴霧消火設備又は泡消火設備の有効範囲内について特例を定めている。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0098

1-4 第4類の設置基準 > 自動火災報知設備 | 難易度：標準

自動火災報知設備の発信機を設ける場合、原則として各階の各部分から一の発信機までの歩行距離は何m以下となるようにするか。

ア．25m以下。50m基準の半分を歩行距離上限として適用する。

イ．100m以下。50m基準の倍まで歩行できるものとして扱う。

ウ．10m以下。発信機を非常に密に配置する独自基準を適用する。

エ．50m以下。各階の各部分から一の発信機までの原則的な歩行距離基準を適用する。

答え・解説

正答：エ

ア：25mは地区音響装置までの水平距離基準と混同しやすい。

イ：発信機までの歩行距離の原則は100mではない。

ウ：発信機の法定歩行距離基準は10mではない。

エ：消防法施行規則第24条では、所定の場合、各階の各部分から発信機までの歩行距離を50m以下とする。

総合解説：消防法施行規則第24条では、所定の場合、各階の各部分から発信機までの歩行距離を50m以下とする。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0099

1-4 第4類の設置基準 > 自動火災報知設備 | 難易度：標準

自動火災報知設備の発信機の設置高さとして、消防法施行規則上適切な範囲はどれか。

- ア．床面から0.1m以上0.3m以下
- イ．床面から0.8m以上1.5m以下
- ウ．床面から1.8m以上2.5m以下
- エ．高さに関する基準は一切ない

答え・解説

正答：イ

ア：発信機の操作位置として法定範囲に合わない。

イ：所定の発信機は、床面から0.8m以上1.5m以下の箇所に設ける。

ウ：操作しやすい所定高さの上限を超える。

エ：消防法施行規則に高さ基準が定められている。

総合解説：所定の発信機は、床面から0.8m以上1.5m以下の箇所に設ける。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0100

1-4 第4類の設置基準 > 自動火災報知設備 | 難易度：標準

自動火災報知設備の発信機直近に設ける表示灯について、正しいものはどれか。

- ア．表示灯は消灯したままでもよい
- イ．青色で、1m以内からだけ見ればよい
- ウ．表示灯は発信機から離れた別室に隠して設ける
- エ．赤色の灯火で、所定方向に10m離れた場所から点灯を容易に識別できるものとする

答え・解説

正答：エ

ア：点灯していることを容易に識別できる性能が求められる。

イ：色と視認距離が法定基準と異なる。

ウ：発信機直近に設け、視認できる必要がある。

エ：施行規則第24条は、発信機直近の表示灯を赤色とし、所定の角度方向から10m離れて容易に識別できるものとする。

総合解説：施行規則第24条は、発信機直近の表示灯を赤色とし、所定の角度方向から10m離れて容易に識別できるものとする。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0101

1-4 第4類の設置基準 > 自動火災報知設備 | 難易度：標準

自動火災報知設備の受信機の操作スイッチの高さとして、原則適切なものはどれか。

- ア．床面から2.0m以上に限定する
- イ．高さは受信機メーカーが自由に決め、法令基準はない
- ウ．床面から0.8m以上1.5m以下（いすに座って操作するものは下限0.6m）
- エ．床面から0.2m以下に限定する

答え・解説

正答：ウ

ア：操作性を考慮した法定上限を超える。

イ：消防法施行規則に具体的な高さ基準がある。

ウ：消防法施行規則第24条は、受信機の操作スイッチ高さを原則0.8m以上1.5m以下とし、着座操作の場合は下限0.6mとする。

エ：法定範囲に合わない。

総合解説：消防法施行規則第24条は、受信機の操作スイッチ高さを原則0.8m以上1.5m以下とし、着座操作の場合は下限0.6mとする。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0102

1-4 第4類の設置基準 > 自動火災報知設備 | 難易度：応用

自動火災報知設備の地区音響装置について、原則的な配置基準として正しいものはどれか。

- ア．建物全体で1個だけ設ければ距離に関係なくよい
- イ．各部分から水平距離50m以下であれば必ずよい
- ウ．各階ごとに、その階の各部分から一の地区音響装置までの水平距離が25m以下となるように設ける
- エ．地下階には地区音響装置を設けてはならない

答え・解説

正答：ウ

ア：各階の各部分への有効な警報が必要であり、距離基準がある。

イ：50mは発信機までの歩行距離基準と混同しやすい。

ウ：消防法施行規則第24条は、地区音響装置を各階ごとに水平距離25m以下となるよう配置する基準を定める。

エ：地下階を一律に禁止する規定ではない。

総合解説：消防法施行規則第24条は、地区音響装置を各階ごとに水平距離25m以下となるよう配置する基準を定める。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0103

1-4 第4類の設置基準 > ガス漏れ火災警報設備 | 難易度：基礎

ガス漏れ火災警報設備の一の警戒区域の面積は、原則として何㎡以下か。

- ア．1000㎡以下が常に原則
- イ．300㎡以下
- ウ．500㎡以下
- エ．600㎡以下

答え・解説

正答：エ

ア：1000㎡は一定の見通し条件に係る省令上の例外である。

イ：原則上限は300㎡ではない。

ウ：500㎡は二階にわたる場合の例外条件と混同しやすい。

エ：消防法施行令第21条の2第2項では、一の警戒区域は原則600㎡以下とされる。

総合解説：消防法施行令第21条の2第2項では、一の警戒区域は原則600㎡以下とされる。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0104

1-4 第4類の設置基準 > ガス漏れ火災警報設備 | 難易度：基礎

ガス漏れ火災警報設備の電源に関する基準として正しいものはどれか。

- ア．常用電源があれば非常電源は法令上不要である
- イ．非常電源を附置する
- ウ．非常電源はガス設備と無関係なので任意である
- エ．非常電源は設置してはならない

答え・解説

正答：イ

ア：常用電源とは別に非常時の機能維持が求められる。

イ：消防法施行令第21条の2第2項第4号は非常電源の附置を定める。

ウ：施行令に明文の基準がある。

エ：非常電源は必要である。

総合解説：消防法施行令第21条の2第2項第4号は非常電源の附置を定める。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0105

1-4 第4類の設置基準 > ガス漏れ火災警報設備 | 難易度：標準

ガス漏れ火災警報設備の警戒区域が二の階にわたることが認められる省令上の例外として正しいものはどれか。

- ア．面積に関係なく五の階まで一警戒区域にできる
- イ．1000㎡を超えていても受信機があればよい
- ウ．一の警戒区域の面積が500㎡以下である場合
- エ．ガス漏れ火災警報設備には警戒区域の概念がない

答え・解説

正答：ウ

ア：階をまたぐ警戒区域に無制限の例外はない。

イ：二階にわたる例外の面積条件は500㎡以下である。

ウ：消防法施行規則第24条の2の2は、500㎡以下で二の階にわたる場合を例外としている。

エ：施行令に警戒区域の基準が明記されている。

総合解説：消防法施行規則第24条の2の2は、500㎡以下で二の階にわたる場合を例外としている。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0106

1-4 第4類の設置基準 > ガス漏れ火災警報設備 | 難易度：標準

ガス漏れ火災警報設備で、一の警戒区域を1000㎡以下とできる省令上の特例として正しいものはどれか。

- ア．消防設備士が口頭で承認すれば面積制限はなくなる
- イ．警戒区域内の所定の警報装置を通路の中央から容易に見通すことができる場合
- ウ．防火対象物に窓が一つでもあれば無条件に1000㎡にできる
- エ．受信機が新品であれば無条件に1000㎡にできる

答え・解説

正答：イ

ア：法令上の条件を口頭承認で代替できない。

イ：消防法施行規則は、所定の警報装置を通路の中央から容易に見通せる場合に1000㎡以下とする特例を設けている。

ウ：そのような条件ではない。

エ：設備の新旧ではなく、警報装置の見通し等が条件である。

総合解説：消防法施行規則は、所定の警報装置を通路の中央から容易に見通せる場合に1000㎡以下とする特例を設けている。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0107

1-4 第4類の設置基準 > ガス漏れ火災警報設備 | 難易度：標準

ガス漏れ検知器の設置場所として不適切なものはどれか。

- ア．換気口の空気吹出し口から1.0mの位置
- イ．外気の頻繁な流通の影響を受けず、燃焼器の廃ガスにも触れにくい場所
- ウ．ガスの性状を考慮して選定した壁面又は天井面等の適切な場所
- エ．点検に便利で、ガスの性状に応じて有効に検知できる場所

答え・解説

正答：ア

ア：消防法施行規則は、換気口の空気吹出し口から1.5m以内など、ガス漏れを有効に検知できない場所への設置を禁止している。

イ：検知を妨げる要因を避けた設置である。

ウ：省令はガスの性状に応じた設置を求めている。

エ：基本原則に適合する。

総合解説：消防法施行規則は、換気口の空気吹出し口から1.5m以内など、ガス漏れを有効に検知できない場所への設置を禁止している。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0108

1-4 第4類の設置基準 > ガス漏れ火災警報設備 | 難易度：標準

検知対象ガスの空気に対する比重が1未満の場合、燃焼器又は所定の貫通部からの検知器の水平距離として基本的に正しいものはどれか。

- ア．20m以上離す
- イ．50m以内ならよい
- ウ．8m以内
- エ．距離は一切考慮しない

答え・解説

正答：ウ

ア：有効検知のための基準に反する。

イ：法令上の基本距離は8m以内である。

ウ：消防法施行規則第24条の2の3は、空気より軽い対象ガスの場合、原則として燃焼器又は貫通部から水平距離8m以内に検知器を設ける。

エ：ガスの比重と燃焼器等からの距離を考慮する。

総合解説：消防法施行規則第24条の2の3は、空気より軽い対象ガスの場合、原則として燃焼器又は貫通部から水平距離8m以内に検知器を設ける。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0109

1-4 第4類の設置基準 > ガス漏れ火災警報設備 | 難易度：応用

検知器を設ける室が通路に面している場合のガス漏れ表示灯について、正しいものはどれか。

- ア．通路に面する出入口付近に設け、前方3mから点灯を明確に識別できるようにする
- イ．表示灯の視認性は関係なく、消灯していてもよい
- ウ．室の奥に隠し、前方0.5mでだけ見えればよい
- エ．表示灯は必ず建物外壁の屋外側だけに設ける

答え・解説

正答：ア

ア：消防法施行規則は、ガス漏れ表示灯を出入口付近に設け、前方3mから明確に識別できるよう求める。
イ：点灯を明確に識別できることが求められる。
ウ：通路の関係者へ警報するための配置・視認性基準に合わない。
エ：室が通路に面する場合は通路に面する出入口付近が基準である。
総合解説：消防法施行規則は、ガス漏れ表示灯を出入口付近に設け、前方3mから明確に識別できるよう求める。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0110

1-4 第4類の設置基準 > ガス漏れ火災警報設備 | 難易度：応用

ガス漏れ火災警報設備の検知区域警報装置について、原則的な音圧基準として正しいものはどれか。

- ア．音圧基準はなく、無音でもよい
- イ．装置から1m離れた位置で70dB以上
- ウ．装置から1mで30dB以下
- エ．装置から10m離れた位置で10dB以上

答え・解説

正答：イ

ア：音響による警報装置には明確な音圧基準がある。
イ：消防法施行規則は、検知区域警報装置を1m離れた位置で70dB以上とする。
ウ：基準は70dB以上である。
エ：法令上の測定距離・音圧基準と異なる。
総合解説：消防法施行規則は、検知区域警報装置を1m離れた位置で70dB以上とする。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0111

1-4 第4類の設置基準 > 火災通報装置・関連設備 | 難易度：基礎

消防法施行令第23条第1項第1号に掲げる防火対象物について、消防機関へ通報する火災報知設備の設置基準として正しいものはどれか。

- ア．すべて延べ面積5000㎡以上の場合だけ対象となる
- イ．すべて延べ面積1000㎡未満なら必ず対象外となる
- ウ．消防機関へ通報する火災報知設備は第4類と無関係である
- エ．同号に掲げる用途は、同条の規定上、延べ面積の数値条件を付さず設置対象として列挙されている

答え・解説

正答：エ

ア：第1号にはそのような5000㎡条件はない。

イ：第1号は面積数値を付さず対象を列挙している。

ウ：施行令第7条上の警報設備であり、第4類に係る設備である。

エ：第23条第1項第1号は、別表第一（6）項イ（1）から（3）まで及びロ、（16の2）項、（16の3）項を面積数値なしで掲げる。

総合解説：第23条第1項第1号は、別表第一（6）項イ（1）から（3）まで及びロ、（16の2）項、（16の3）項を面積数値なしで掲げる。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0112

1-4 第4類の設置基準 > 火災通報装置・関連設備 | 難易度：基礎

消防法施行令第23条第1項第2号に掲げる防火対象物では、原則として延べ面積が何㎡以上の場合に消防機関へ通報する火災報知設備の設置対象となるか。

- ア．1000㎡以上。第23条第1項第2号の延べ面積基準としてこの値を適用する。
- イ．100㎡以上。より小規模な対象に用いる基準を同号へ当てはめる。
- ウ．300㎡以上。別の消防用設備等で見られる面積基準と混同して適用する。
- エ．500㎡以上。自動火災報知設備の一部用途の基準と同じとみなして適用する。

答え・解説

正答：エ

ア：1000㎡は同条第3号の用途群の基準である。

イ：第2号の基準は500㎡である。

ウ：300㎡ではない。

エ：第23条第1項第2号の用途群は延べ面積500㎡以上が基準である。

総合解説：第23条第1項第2号の用途群は延べ面積500㎡以上が基準である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0113

1-4 第4類の設置基準 > 火災通報装置・関連設備 | 難易度：基礎

消防法施行令第23条第1項第3号で、延べ面積1000㎡以上を基準として消防機関へ通報する火災報知設備の設置対象となる用途群として正しいものはどれか。

- ア．別表第一（3）項、（5）項、（7）項から（11）項まで及び（13）項から（15）項まで
- イ．別表第一（1）項、（2）項、（4）項及び（17）項だけ
- ウ．別表第一（6）項イ（1）から（3）まで及びロだけ
- エ．別表第一（16の2）項及び（16の3）項だけ

答え・解説

正答：ア

ア：第23条第1項第3号は、この用途群について延べ面積1000㎡以上を設置基準としている。

イ：これらの一部は第2号の500㎡基準等に属し、第3号の1000㎡用途群ではない。

ウ：これらは第1号に面積数値なしで列举される用途群である。

エ：これらも第1号に含まれ、第3号の1000㎡用途群ではない。

総合解説：第23条第1項第3号は、この用途群について延べ面積1000㎡以上を設置基準としている。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0114

1-4 第4類の設置基準 > 火災通報装置・関連設備 | 難易度：標準

消防法施行規則第25条に基づき、一定の特例対象を除く一般の防火対象物について、消防機関へ通報する火災報知設備の設置除外となり得る場所はどれか。

- ア．消防機関から直線距離5km以下ならすべて除外
- イ．消防機関から見えれば距離に関係なく除外
- ウ．消防機関からの歩行距離が500m以下の場所
- エ．消防機関と同じ都道府県内ならすべて除外

答え・解説

正答：ウ

ア：法令上の基準は歩行距離500m以下である。

イ：視認性だけでは基準を満たさない。

ウ：規則第25条第1項第2号は、一定の防火対象物以外について消防機関から歩行距離500m以下の場所を定める。

エ：都道府県内というだけでは除外されない。

総合解説：規則第25条第1項第2号は、一定の防火対象物以外について消防機関から歩行距離500m以下の場所を定める。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0115

1-4 第4類の設置基準 > 火災通報装置・関連設備 | 難易度：標準

消防機関へ常時通報することができる電話を設置した場合の消防機関へ通報する火災報知設備の扱いとして正しいものはどれか。

- ア．電話の有無は消防法上まったく考慮されない
- イ．どの防火対象物でも例外なく必ず免除される
- ウ．消防法施行令第23条第3項の除外対象を除き、一定の防火対象物では設置しないことができる
- エ．電話を設置しても、どの防火対象物でも絶対に免除されない

答え・解説

正答：ウ

ア：第23条第3項に明文の規定がある。

イ：病院等を含む一定の用途は除外対象から除外されている。

ウ：第23条第3項は、一定の除外対象を除き、常時通報可能な電話を設置した場合の免除を定める。

エ：法令には一定の免除規定がある。

総合解説：第23条第3項は、一定の除外対象を除き、常時通報可能な電話を設置した場合の免除を定める。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0116

1-4 第4類の設置基準 > 火災通報装置・関連設備 | 難易度：標準

消防法施行規則上、火災通報装置を設置する場所として基本的に適切なものはどれか。

- ア．建物から離れた任意の駐車場だけ
- イ．屋根上の点検困難な場所だけ
- ウ．防災センター等
- エ．常時施錠され、誰も立ち入れない屋外倉庫だけ

答え・解説

正答：ウ

ア：法令は防災センター等を設置場所としている。

イ：火災通報装置の基本的設置場所として不適切である。

ウ：規則第25条第2項は、火災通報装置を防災センター等に設置することを定める。

エ：迅速な通報操作を想定した設置場所ではない。

総合解説：規則第25条第2項は、火災通報装置を防災センター等に設置することを定める。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0117

1-4 第4類の設置基準 > 火災通報装置・関連設備 | 難易度：標準

消防機関へ通報する火災報知設備のうち、火災通報装置を除く設備の発信機の設置場所として正しいものはどれか。

- ア．人目につかない天井裏だけ
- イ．施錠された金庫内だけ
- ウ．多数の者の目に触れやすく、火災時に速やかに操作できる箇所及び防災センター等
- エ．建物外からしか操作できない場所に限定する

答え・解説

正答：ウ

ア：迅速な操作ができないため基準に合わない。

イ：火災時の速やかな操作が困難である。

ウ：規則第25条第2項は、発信機を多数の者の目に触れやすく速やかに操作できる箇所等に設ける。

エ：そのような限定規定ではない。

総合解説：規則第25条第2項は、発信機を多数の者の目に触れやすく速やかに操作できる箇所等に設ける。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0118

1-4 第4類の設置基準 > 火災通報装置・関連設備 | 難易度：応用

火災通報装置に使用する電話回線について、消防法施行規則上正しいものはどれか。

- ア．火災通報装置の機能に支障を生ずるおそれのない電話回線を使用し、他機器の通信の影響で機能に支障が出ない部分に接続する
- イ．通報先が消防機関でなくても設備名称が同じならよい
- ウ．他の通信で常時占有され、火災通報ができなくてもよい
- エ．電話回線の状態は一切問わない

答え・解説

正答：ア

ア：規則第25条第3項は、通報機能を確保できる電話回線・接続部分を求める。

イ：消防機関へ確実に通報する設備である。

ウ：火災通報機能に支障が生じないことが必要である。

エ：回線機能と接続位置について基準がある。

総合解説：規則第25条第3項は、通報機能を確保できる電話回線・接続部分を求める。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0119

1-4 第4類の設置基準 > 火災通報装置・関連設備 | 難易度：応用

火災通報装置の電源の取り方として、消防法施行規則上適切なものはどれか。

- ア．電源を設けず、常に手回し発電だけで使用する
- イ．照明用の可搬式電池を毎回仮接続すればよい
- ウ．蓄電池又は交流低圧屋内幹線から、他の配線を分岐させずにとる
- エ．任意の延長コードから多数の家電と共用してとる

答え・解説

正答：ウ

ア：法令上定める電源取得方法と異なる。

イ：所定の電源設備として適切でない。

ウ：規則第25条第3項は、火災通報装置の電源を蓄電池又は交流低圧屋内幹線から他の配線を分岐させずにとることを定める。

エ：通報機能の信頼性確保の観点から基準に合わない。

総合解説：規則第25条第3項は、火災通報装置の電源を蓄電池又は交流低圧屋内幹線から他の配線を分岐させずにとることを定める。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0120

1-4 第4類の設置基準 > 火災通報装置・関連設備 | 難易度：標準

火災通報装置を除く消防機関へ通報する火災報知設備の発信機の押ボタンについて、正しい設置高さはどれか。

- ア．床面から0.2m以下
- イ．床面から2.5m以上
- ウ．高さは一切規定されていない
- エ．床面又は地盤面から0.8m以上1.5m以下

答え・解説

正答：エ

ア：法定高さ範囲に入らない。

イ：操作しやすい所定高さを超える。

ウ：具体的な高さ基準がある。

エ：消防法施行規則第25条第4項は、発信機の押ボタンを0.8m以上1.5m以下に設け、見やすい標識を設ける。

総合解説：消防法施行規則第25条第4項は、発信機の押ボタンを0.8m以上1.5m以下に設け、見やすい標識を設ける。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0121

1-5 第4類の類別法令・適用判断 > 防火対象物・設置要否 | 難易度：基礎

消防法施行令第21条第1項第2号により、別表第一（9）項イの防火対象物に自動火災報知設備が必要となる延べ面積の基準はどれか。

- ア．500㎡以上。別用途で用いる基準を（9）項イにも適用する。
- イ．100㎡以上。より小規模な対象の基準を（9）項イへ適用する。
- ウ．200㎡以上。地階等の別条件で用いる基準と同じとみなす。
- エ．300㎡以上。（9）項イについて第21条第1項第2号の延べ面積基準を適用する。

答え・解説

正答：ウ

- ア：500㎡は別の用途群の基準である。
 - イ：同号の基準は200㎡である。
 - ウ：別表第一（9）項イは延べ面積200㎡以上が同号の基準である。
 - エ：300㎡は別の用途群の基準である。
- 総合解説：別表第一（9）項イは延べ面積200㎡以上が同号の基準である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0122

1-5 第4類の類別法令・適用判断 > 防火対象物・設置要否 | 難易度：基礎

消防法施行令第21条第1項第3号に掲げる一定の防火対象物について、自動火災報知設備の設置要否を判断する延べ面積の基準はどれか。

- ア．500㎡以上。第21条第1項第3号の一定の防火対象物に適用する延べ面積基準である。
- イ．300㎡以上。別号の特定用途基準をそのまま適用する。
- ウ．1000㎡以上。火災通報装置等の別基準と混同して適用する。
- エ．50㎡以上。小規模な床面積基準を延べ面積基準として適用する。

答え・解説

正答：イ

- ア：500㎡基準の用途群は別号で定められる。
 - イ：同号に掲げる一定の用途群では、延べ面積300㎡以上が設置基準となる。
 - ウ：1000㎡基準の用途群も別号で定められる。
 - エ：同号の延べ面積基準ではない。
- 総合解説：同号に掲げる一定の用途群では、延べ面積300㎡以上が設置基準となる。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0123

1-5 第4類の類別法令・適用判断 > 防火対象物・設置要否 | 難易度：基礎

消防法施行令第21条第1項第4号に掲げる別表第一（５）項口、（７）項、（８）項、（９）項口、（１０）項、（１２）項、（１３）項イ、（１４）項の防火対象物について、自動火災報知設備の設置基準となる延べ面積はどれか。

- ア．500㎡以上。列挙された用途について第21条第1項第4号の延べ面積基準を適用する。
- イ．200㎡以上。地階等の別条件に近い基準を列挙用途にも適用する。
- ウ．300㎡以上。特定用途の別号と同じ基準を列挙用途へ適用する。
- エ．1500㎡以上。通信機器室など別の基準と混同して適用する。

答え・解説

正答：ア

ア：施行令第21条第1項第4号は、列挙された用途について延べ面積500㎡以上を基準とする。

イ：この用途群の基準は500㎡である。

ウ：300㎡基準の用途群とは異なる。

エ：500㎡以上が基準である。

総合解説：施行令第21条第1項第4号は、列挙された用途について延べ面積500㎡以上を基準とする。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0124

1-5 第4類の類別法令・適用判断 > 防火対象物・設置要否 | 難易度：基礎

別表第一（１１）項に該当する延べ面積900㎡の防火対象物がある。消防法施行令第21条第1項第6号だけを根拠に自動火災報知設備の設置要否を判断した場合、正しいものはどれか。

- ア．300㎡を超えているので第6号により設置対象となる
- イ．500㎡を超えているので第6号により設置対象となる
- ウ．1000㎡未満なので、第6号の面積要件だけでは設置対象とならない
- エ．延べ面積に関係なく（１１）項はすべて第6号の対象となる

答え・解説

正答：ウ

ア：第6号の基準は300㎡ではなく1000㎡以上である。

イ：第6号の基準は500㎡ではなく1000㎡以上である。

ウ：第21条第1項第6号は（１１）項・（１５）項について延べ面積1000㎡以上を基準とするため、900㎡ではこの号単独の要件を満たさない。

エ：第6号には1000㎡以上という面積要件がある。

総合解説：第21条第1項第6号は（１１）項・（１５）項について延べ面積1000㎡以上を基準とするため、900㎡ではこの号単独の要件を満たさない。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0125

1-5 第4類の類別法令・適用判断 > 防火対象物・設置要否 | 難易度：応用

消防法施行令第21条第1項第7号の考え方として最も適切なものはどれか。

- ア．階段が多いほど必ず自動火災報知設備が不要になる
イ．この規定は消火器だけに關するもので、自動火災報知設備には關係しない
ウ．直通階段の数は自動火災報知設備の設置要否と一切關係しない
エ．一定の特定用途が避難階以外にあり、避難階又は地上へ直通する階段が所定数確保されていない防火対象物は、面積基準とは別に自動火災報知設備の対象となり得る

答え・解説

正答：エ

- ア：他の各号による設置義務は別途判断する必要がある。
イ：施行令第21条の自動火災報知設備に関する規定である。
ウ：同号では避難階への直通階段数が要件となる。
エ：同号は、一定用途が避難階以外にあり、直通階段が原則2以上確保されていない場合等を対象とする。
総合解説：同号は、一定用途が避難階以外にあり、直通階段が原則2以上確保されていない場合等を対象とする。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0126

1-5 第4類の類別法令・適用判断 > 防火対象物・設置要否 | 難易度：標準

消防法施行令第21条第1項第8号では、他の各号に該当しない別表第一の建築物等で、指定可燃物を政令別表第四で定める数量の何倍以上貯蔵・取扱いする場合に自動火災報知設備の対象となるか。

- ア．500倍以上
イ．5倍以上
ウ．50倍以上
エ．1000倍以上だけ

答え・解説

正答：ア

- ア：同号は指定可燃物を政令別表第四の数量の500倍以上貯蔵・取扱いするものを対象とする。
イ：法定倍率は500倍以上である。
ウ：50倍ではなく500倍以上である。
エ：500倍以上が基準である。
総合解説：同号は指定可燃物を政令別表第四の数量の500倍以上貯蔵・取扱いするものを対象とする。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0127

1-5 第4類の類別法令・適用判断 > 防火対象物・設置要否 | 難易度：標準

消防法施行令第21条第1項第10号に定める一定の特定用途の地階又は無窓階について、自動火災報知設備の設置要否を判断する床面積の基準は原則どれか。

ア．500㎡以上。一般的な大規模面積基準を特定用途の地階等にも適用する。

イ．100㎡以上。第21条第1項第10号の一定の特定用途の地階又は無窓階に適用する床面積基準である。

ウ．25㎡以上。より小さい特殊部分の基準を地階等へ適用する。

エ．200㎡以上。駐車部分等に見られる別基準と混同して適用する。

答え・解説

正答：イ

ア：この地階・無窓階の基準は100㎡である。

イ：同号は、別表第一（2）項イからハ、（3）項等の地階・無窓階について床面積100㎡以上を基準とする。

ウ：同号の基準ではない。

エ：駐車部分等の別基準と混同している。

総合解説：同号は、別表第一（2）項イからハ、（3）項等の地階・無窓階について床面積100㎡以上を基準とする。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0128

1-5 第4類の類別法令・適用判断 > 防火対象物・設置要否 | 難易度：標準

他の各号に該当しない防火対象物の地階又は二階以上の階にある駐車部分について、消防法施行令第21条第1項第13号の自動火災報知設備設置基準となる床面積は原則どれか。

ア．500㎡以上。一般用途の延べ面積基準を駐車部分にもそのまま適用する。

イ．200㎡以上。第21条第1項第13号の対象となる駐車部分の床面積基準として適用する。

ウ．1000㎡以上。火災通報装置等の別設備基準と混同して適用する。

エ．50㎡以上。通信機器室等の別基準を駐車部分へ適用する。

答え・解説

正答：イ

ア：500㎡ではない。

イ：駐車するすべての車両が同時に屋外へ出られる構造の階を除き、駐車部分200㎡以上が基準となる。

ウ：1000㎡ではない。

エ：第13号の基準は200㎡以上である。

総合解説：駐車するすべての車両が同時に屋外へ出られる構造の階を除き、駐車部分200㎡以上が基準となる。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0129

1-5 第4類の類別法令・適用判断 > 防火対象物・設置要否 | 難易度：標準

消防法施行令第21条第1項第14号の自動火災報知設備設置対象として正しいものはどれか。

- ア．前各号に該当しない場合でも、別表第一に掲げる防火対象物の11階以上の階
- イ．2階以上のすべての階を無条件に対象とする
- ウ．20階以上だけを対象とする
- エ．地下階だけを対象とし、地上高層階は対象外

答え・解説

正答：ア

ア：第14号は、前各号に掲げるもののほか、別表第一の防火対象物の11階以上の階を対象とする。

イ：第14号は11階以上である。

ウ：11階以上が基準である。

エ：11階以上の地上階が対象となる。

総合解説：第14号は、前各号に掲げるもののほか、別表第一の防火対象物の11階以上の階を対象とする。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0130

1-5 第4類の類別法令・適用判断 > 防火対象物・設置要否 | 難易度：標準

他の各号に該当しない別表第一の防火対象物にある通信機器室について、消防法施行令第21条第1項第15号の設置基準となる床面積はどれか。

- ア．1500㎡以上。第21条第1項第15号の通信機器室についてこの床面積基準を適用する。
- イ．50㎡以上。小規模な特殊部分の基準を通信機器室へ適用する。
- ウ．500㎡以上。一般用途の設置基準を通信機器室にも適用する。
- エ．200㎡以上。駐車部分等の別基準と同じとみなして適用する。

答え・解説

正答：ウ

ア：500㎡以上が基準である。

イ：500㎡以上が基準である。

ウ：同号は通信機器室で床面積500㎡以上のものを対象とする。

エ：200㎡ではない。

総合解説：同号は通信機器室で床面積500㎡以上のものを対象とする。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0131

1-5 第4類の類別法令・適用判断 > 防火対象物・設置要否 | 難易度：応用

消防法施行令第21条の2第1項第1号により、別表第一（16の2）項の防火対象物でガス漏れ火災警報設備の設置対象となる延べ面積の基準はどれか。

- ア．1000㎡以上。別表第一（16の2）項について第21条の2第1項第1号の延べ面積基準を適用する。
- イ．250㎡以上。より小規模な部分基準を（16の2）項全体へ適用する。
- ウ．750㎡以上。中間的な独自基準を（16の2）項へ適用する。
- エ．2000㎡以上。より大規模な別用途基準を（16の2）項へ適用する。

答え・解説

正答：ア

ア：第21条の2第1項第1号は、別表第一（16の2）項の防火対象物について延べ面積1000㎡以上を基準とする。

イ：250㎡ではなく、1000㎡以上が基準である。

ウ：750㎡ではなく、1000㎡以上が基準である。

エ：2000㎡まで待つ必要はなく、1000㎡以上で対象となる。

総合解説：第21条の2第1項第1号は、別表第一（16の2）項の防火対象物について延べ面積1000㎡以上を基準とする。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0132

1-5 第4類の類別法令・適用判断 > 防火対象物・設置要否 | 難易度：標準

消防法施行令第21条の2第1項第2号における別表第一（16の3）項の防火対象物の設置基準として正しい組合せはどれか。

- ア．延べ面積500㎡以上だけで、用途部分の面積条件はない
- イ．延べ面積1000㎡以上で、かつ、所定の用途部分の床面積合計500㎡以上
- ウ．延べ面積100㎡以上かつ用途部分50㎡以上
- エ．延べ面積3000㎡以上かつ用途部分2000㎡以上

答え・解説

正答：イ

ア：用途部分500㎡以上という追加条件がある。

イ：同号は準地下街について、全体1000㎡以上かつ所定用途部分500㎡以上という二重の面積要件を定める。

ウ：法定数値と異なる。

エ：法定基準は1000㎡以上かつ500㎡以上である。

総合解説：同号は準地下街について、全体1000㎡以上かつ所定用途部分500㎡以上という二重の面積要件を定める。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0133

1-5 第4類の類別法令・適用判断 > 設置・維持基準の適用 | 難易度：基礎

自動火災報知設備の受信機前に資材を積み上げ、操作部へ近づきにくい状態になっている。維持基準上、最も適切な対応はどれか。

- ア．点検日の直前だけ資材を移動すれば、平常時は積んだままでよい
- イ．受信機の手操作部が見えなくなるようカバーを追加する
- ウ．資材をさらに固定し、受信機に触れられないようにする
- エ．資材を撤去し、受信機付近に操作上支障となる障害物がない状態にする

答え・解説

正答：エ

- ア：維持基準は点検日のみ満たせばよいものではなく、操作上支障のない状態を保つ必要がある。
- イ：操作部が見えにくくすることは迅速な操作を妨げるため不適切である。
- ウ：受信機への接近・操作を妨げる状態を強化することになり不適切である。
- エ：消防法施行規則第24条の2は、受信機の付近に操作上支障となる障害物がないことを求める。
- 総合解説：消防法施行規則第24条の2は、受信機の付近に操作上支障となる障害物がないことを求める。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0134

1-5 第4類の類別法令・適用判断 > 設置・維持基準の適用 | 難易度：基礎

自動火災報知設備の受信機の維持について正しいものはどれか。

- ア．操作部の各スイッチを正常な位置に保ち、原則として受信機付近に警戒区域一覧図を備える
- イ．警戒区域一覧図は受信機から離れた別施設にだけ保管する
- ウ．スイッチを停止位置で固定することが維持基準である
- エ．各スイッチは任意の位置でよく、警戒区域一覧図も不要

答え・解説

正答：ア

- ア：消防法施行規則第24条の2は、この二点を受信機の維持基準として定める。
- イ：原則として受信機付近に備える。
- ウ：各スイッチを正常な位置に保つ必要がある。
- エ：いずれも維持基準に反する。
- 総合解説：消防法施行規則第24条の2は、この二点を受信機の維持基準として定める。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0135

1-5 第4類の類別法令・適用判断 > 設置・維持基準の適用 | 難易度：基礎

自動火災報知設備の感知器の維持として正しいものはどれか。

- ア．誤報防止のため感知器全体をビニールで恒常的に覆う
- イ．感知区域等が適正で、火災の感知を妨げるような措置がなされていない状態を保つ
- ウ．感知器前面を塗料で厚く覆ってもよい
- エ．家具配置変更で感知を妨げても維持基準とは無関係

答え・解説

正答：イ

ア：火災の感知を妨げる措置となる。

イ：消防法施行規則第24条の2は、感知区域・監視空間等の適正性と感知妨害のないことを求める。

ウ：感知機能を妨げるおそれがあり不適切である。

エ：感知区域等の適正性を維持する必要がある。

総合解説：消防法施行規則第24条の2は、感知区域・監視空間等の適正性と感知妨害のないことを求める。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0136

1-5 第4類の類別法令・適用判断 > 設置・維持基準の適用 | 難易度：標準

自動火災報知設備の電源の維持状態として正しいものはどれか。

- ア．予備電源は故障したままでも維持基準に影響しない
- イ．常用電源が正常に供給され、非常電源及び予備電源の電圧・容量が適正である
- ウ．非常電源が放電していても常用電源があれば問題ない
- エ．常用電源が停止していても表示灯が点けば必ず適法

答え・解説

正答：イ

ア：予備電源の電圧・容量も適正である必要がある。

イ：消防法施行規則第24条の2は、常用電源の正常供給と非常・予備電源の電圧・容量の適正を求める。

ウ：非常時に機能するため、非常電源の電圧・容量を適正に保つ必要がある。

エ：常用電源の正常供給自体が維持基準である。

総合解説：消防法施行規則第24条の2は、常用電源の正常供給と非常・予備電源の電圧・容量の適正を求める。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0137

1-5 第4類の類別法令・適用判断 > 設置・維持基準の適用 | 難易度：標準

火災信号を無線で発信・受信する感知器、中継器、受信機、地区音響装置又は発信機について、維持上正しいものはどれか。

- ア．電波遮蔽物を増やして受信感度を下げる
- イ．無線式は維持基準の対象外である
- ウ．機器間で確実に信号を発信・受信できる良好な状態を保つ
- エ．通信不能でも有線機器が一部あれば常に問題ない

答え・解説

正答：ウ

- ア：信号伝送を阻害するため不適切である。
- イ：無線式機器について明文の維持基準がある。
- ウ：消防法施行規則第24条の2は、無線式機器間の確実な信号伝送を維持することを求める。
- エ：対象となる無線機器間で確実に信号伝送できる必要がある。
- 総合解説：消防法施行規則第24条の2は、無線式機器間の確実な信号伝送を維持することを求める。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0138

1-5 第4類の類別法令・適用判断 > 設置・維持基準の適用 | 難易度：標準

自動火災報知設備で、一の警戒区域が二の階にわたり、その合計面積が480㎡である。ほかの法令条件も満たすものとする、警戒区域の階数原則に対する評価として適切なものはどれか。

- ア．二の階にわたる警戒区域は面積に関係なく絶対禁止
- イ．480㎡なら四の階まで広げても自動的に適法
- ウ．面積基準は100㎡以下なので必ず違反
- エ．省令上の500㎡以下の例外に該当し得る

答え・解説

正答：エ

- ア：500㎡以下の場合の例外がある。
- イ：例外は二の階にわたる場合であり、四の階までの一般例外ではない。
- ウ：この例外の面積基準は500㎡以下である。
- エ：二の階にわたり、警戒区域面積が500㎡以下であれば、階数原則の省令上の例外に該当し得る。
- 総合解説：二の階にわたり、警戒区域面積が500㎡以下であれば、階数原則の省令上の例外に該当し得る。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0139

1-5 第4類の類別法令・適用判断 > 設置・維持基準の適用 | 難易度：標準

ガス漏れ火災警報設備で、一の警戒区域が二の階にわたり、その面積が520㎡である。階数に関する省令上の500㎡特例だけを検討した場合、正しいものはどれか。

- ア．面積に関係なく二階特例に該当する
- イ．600㎡以下なら二階特例に自動的に該当する
- ウ．500㎡を超えるため、その特例には該当しない
- エ．1000㎡以下なら二階特例に必ず該当する

答え・解説

正答：ウ

- ア：500㎡以下という明確な条件がある。
 - イ：600㎡は通常の一警戒区域面積上限であり、二階特例の基準は500㎡以下である。
 - ウ：二階にわたる警戒区域の例外は500㎡以下が条件である。
 - エ：1000㎡特例は別の条件に関するものである。
- 総合解説：二階にわたる警戒区域の例外は500㎡以下が条件である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0140

1-5 第4類の類別法令・適用判断 > 設置・維持基準の適用 | 難易度：応用

ガス漏れ火災警報設備の一の警戒区域が900㎡で、所定の警報装置を通路の中央から容易に見通せる。ほかの条件も満たすものとする、面積基準の評価として正しいものはどれか。

- ア．1000㎡以下とできる省令上の特例に該当し得る
- イ．2000㎡まで無条件に拡大できる
- ウ．見通し条件は関係なく、受信機の価格だけで決まる
- エ．600㎡を1㎡でも超えれば例外なく違反

答え・解説

正答：ア

- ア：所定の警報装置を通路中央から容易に見通せる場合は、警戒区域面積を1000㎡以下とできる。
 - イ：特例上限は1000㎡である。
 - ウ：見通し条件が法令上の要件である。
 - エ：省令上の1000㎡特例がある。
- 総合解説：所定の警報装置を通路中央から容易に見通せる場合は、警戒区域面積を1000㎡以下とできる。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0141

1-5 第4類の類別法令・適用判断 > 設置・維持基準の適用 | 難易度：応用

火災通報装置が、他の通信機器の大量通信により火災時に通報できないおそれがある回線部分に接続されている。消防法施行規則上の評価として正しいものはどれか。

- ア．平常時にインターネットが使えるれば必ず適合する
- イ．他の通信により通報不能でも法令上問題ない
- ウ．火災通報装置の機能に支障を生ずるおそれがあるため、基準に適合しない
- エ．電話回線の選定は消防法令の対象外である

答え・解説

正答：ウ

ア：火災通報装置としての確実な機能確保が必要である。

イ：通報機能に支障を生じないことが基準である。

ウ：規則第25条は、他機器の通信の影響により火災通報装置の機能に支障を生じない接続を求める。

エ：消防法施行規則に具体的な回線要件がある。

総合解説：規則第25条は、他機器の通信の影響により火災通報装置の機能に支障を生じない接続を求める。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0142

1-5 第4類の類別法令・適用判断 > 設置・維持基準の適用 | 難易度：標準

火災通報装置の電源を、交流低圧屋内幹線から取りつつ、その途中から一般家電用回路を分岐させて共用している。消防法施行規則上の評価として適切なものはどれか。

- ア．火災通報装置には電源基準がない
- イ．他の配線を分岐させずに取る基準に反するため不適切である
- ウ．家電が少なければ必ず適合する
- エ．一般家電回路と共用するほど信頼性が高いので推奨される

答え・解説

正答：イ

ア：消防法施行規則に電源基準が定められている。

イ：火災通報装置の電源は、蓄電池又は交流低圧屋内幹線から他の配線を分岐させずに取ることが求められる。

ウ：分岐させないという基準がある。

エ：専用性を確保する趣旨に反する。

総合解説：火災通報装置の電源は、蓄電池又は交流低圧屋内幹線から他の配線を分岐させずに取ることが求められる。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0143

1-5 第4類の類別法令・適用判断 > 類別法令の事例判断 | 難易度：基礎

別表第一に掲げる防火対象物の12階について、他の設置要件には該当しないものとする。自動火災報知設備の設置要否の判断として適切なものはどれか。

- ア．20階未満なので設置対象にはならない
- イ．高層階は消防用設備等の対象外である
- ウ．12階でも面積が500㎡未満なら必ず設置不要
- エ．施行令第21条第1項第14号により、11階以上の階として設置対象となる

答え・解説

正答：エ

ア：基準は11階以上である。

イ：むしろ高層階に特有の設置要件がある。

ウ：11階以上の階という独立した設置要件がある。

エ：第14号は、前各号に掲げるもののほか、別表第一の防火対象物の11階以上の階を対象とする。

総合解説：第14号は、前各号に掲げるもののほか、別表第一の防火対象物の11階以上の階を対象とする。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0144

1-5 第4類の類別法令・適用判断 > 類別法令の事例判断 | 難易度：基礎

別表第一に掲げる防火対象物の2階に、床面積210㎡の駐車部分があり、すべての車両が同時に屋外へ出られる構造ではない。他の号による設置要件はないものとする。自動火災報知設備の判断として正しいものはどれか。

- ア．駐車部分が200㎡以上であるため、施行令第21条第1項第13号の対象となる
- イ．駐車部分は300㎡以上でなければ対象にならない
- ウ．2階の駐車部分は自動火災報知設備の対象外である
- エ．床面積に関係なく駐車場には絶対に自動火災報知設備を設けない

答え・解説

正答：ア

ア：第13号は、地階又は2階以上の階の所定駐車部分で床面積200㎡以上を対象とする。

イ：この規定の基準は200㎡以上である。

ウ：2階以上も対象となり得る。

エ：法令上明確な設置基準がある。

総合解説：第13号は、地階又は2階以上の階の所定駐車部分で床面積200㎡以上を対象とする。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0145

1-5 第4類の類別法令・適用判断 > 類別法令の事例判断 | 難易度：標準

他の設置要件に該当しない別表第一の建築物で、指定可燃物を政令別表第四に定める数量の520倍取り扱っている。自動火災報知設備の設置要否について正しいものはどれか。

- ア．520倍なら消火器だけが対象で、自動火災報知設備には一切影響しない
- イ．1000倍未満なので対象外である
- ウ．指定可燃物の量は自動火災報知設備と無関係である
- エ．500倍以上の基準を超えるため、施行令第21条第1項第8号の対象となる

答え・解説

正答：エ

- ア：自動火災報知設備の設置要件として規定されている。
 - イ：基準は500倍以上である。
 - ウ：第21条第1項第8号に量による設置基準がある。
 - エ：指定可燃物の500倍以上貯蔵・取扱い同号の設置要件である。
- 総合解説：指定可燃物の500倍以上貯蔵・取扱いは同号の設置要件である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0146

1-5 第4類の類別法令・適用判断 > 類別法令の事例判断 | 難易度：標準

主要な出入口から内部を見通すことができる特例にも該当しない自動火災報知設備で、一の警戒区域を700㎡としている。法令上の評価として正しいものはどれか。

- ア．800㎡までは無条件に認められる
- イ．原則600㎡以下の基準を超えており不適切である
- ウ．警戒区域には面積制限がない
- エ．1000㎡以下なら常に適法である

答え・解説

正答：イ

- ア：そのような一般上限はない。
 - イ：見通し特例等がない場合、一の警戒区域は600㎡以下である。
 - ウ：施行令に600㎡以下の原則がある。
 - エ：1000㎡特例には見通し等の条件がある。
- 総合解説：見通し特例等がない場合、一の警戒区域は600㎡以下である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0147

1-5 第4類の類別法令・適用判断 > 類別法令の事例判断 | 難易度：標準

空気より軽い検知対象ガスを使用する室で、ほかに適切な検知器がなく、燃焼器から水平距離10mの位置にだけガス漏れ検知器を設けた。法令基準の評価として最も適切なものはどれか。

- ア．20m以内なら適法なので問題ない
- イ．距離は一切関係なく、検知器が1台あればよい
- ウ．空気より軽いガスでは検知器を床下だけに設ける
- エ．原則8m以内の配置基準を満たさないため不適切である

答え・解説

正答：エ

ア：法令上の基本距離は8m以内である。

イ：ガスの性状と距離に応じた配置基準がある。

ウ：ガスの性状に応じた所定位置に設置する必要がある。

エ：空気より軽い対象ガスでは、原則として燃焼器又は所定の貫通部から水平距離8m以内に検知器を設ける。

総合解説：空気より軽い対象ガスでは、原則として燃焼器又は所定の貫通部から水平距離8m以内に検知器を設ける。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0148

1-5 第4類の類別法令・適用判断 > 類別法令の事例判断 | 難易度：応用

消防法施行令別表第一（6）項イ（1）に該当し、同令第23条第1項第1号の設置対象となる防火対象物で、消防機関へ常時通報できる電話を置いた。第23条第3項だけを根拠に消防機関へ通報する火災報知設備を省略できるか。

- ア．省略できない。同項の電話による免除対象から（6）項イ（1）から（3）まで及び口等は除外されている
- イ．第23条第3項は自動火災報知設備の感知器個数だけを定めた規定である
- ウ．常時通報できる電話があれば、用途に関係なく必ず省略できる
- エ．電話がなくても、設置対象ならすべて自動的に免除される

答え・解説

正答：ア

ア：第23条第3項は電話による一定の免除を定めるが、同項が列举する用途は免除対象外である。

イ：消防機関へ通報する火災報知設備の電話免除に関する規定である。

ウ：電話免除には明確な除外対象がある。

エ：設置義務が原則であり、免除には要件がある。

総合解説：第23条第3項は電話による一定の免除を定めるが、同項が列举する用途は免除対象外である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0149

1-5 第4類の類別法令・適用判断 > 類別法令の事例判断 | 難易度：応用

ガス漏れ火災警報設備で、一の警戒区域が1050㎡で、所定の警報装置を通路の中央から容易に見通せる。他の特例はないものとする。面積基準の判断として正しいものはどれか。

- ア．1200㎡まで自動的に認められる
- イ．省令上の見通し特例でも1000㎡以下が上限なので、1050㎡は基準を満たさない
- ウ．ガス漏れ火災警報設備には警戒区域の面積基準がない
- エ．見通せば面積上限はなくなる

答え・解説

正答：イ

ア：そのような上限ではない。
イ：見通し特例は1000㎡以下までであり、1050㎡は超過する。
ウ：施行令・施行規則に明確な面積基準がある。
エ：1000㎡以下という上限がある。
総合解説：見通し特例は1000㎡以下までであり、1050㎡は超過する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0150

1-5 第4類の類別法令・適用判断 > 類別法令の事例判断 | 難易度：標準

自動火災報知設備の受信機前に大型棚が置かれ、操作スイッチが正常位置から変更されたまま、さらに感知器の一部が覆われている。維持基準上の評価として正しいものはどれか。

- ア．受信機が新品なら他の状態はすべて問題にならない
- イ．感知器を覆うことは誤報防止になるので常に適法である
- ウ．点検日以外は維持基準を守らなくてもよい
- エ．受信機の操作障害、スイッチ位置、感知妨害のいずれも維持基準上問題となる

答え・解説

正答：エ

ア：設備の新旧ではなく、適切な維持状態が必要である。
イ：火災の感知を妨げる措置は不適切である。
ウ：常時、法令に従った維持が必要である。
エ：消防法施行規則第24条の2は、受信機周囲、操作スイッチ、感知器の状態についてそれぞれ維持基準を定めている。
総合解説：消防法施行規則第24条の2は、受信機周囲、操作スイッチ、感知器の状態についてそれぞれ維持基準を定めている。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05